2005 6

安全センター情報

安全センター情報2005年6月号 通巻第319号
2005年5月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

特集● JR福知山線事故/ワーカーズ・メモリアル・デー

写真：百名を超す死者と五百人以上の負傷者を出したJR福知山線列車脱線事故現場

参加型改善活動トレーニング＝PAOTを
アジアの仲間と共にベトナムで学びませんか
メコンデルタ2005共有セミナー参加者募集

アジアをはじめ世界各国で広がるPAOT

皆さん、PAOT（ Participatory Action Oriented Training）を知っていますか？
PAOTは安全な職場作りや農家の衛生・生活改善のための参加型活動トレーニングの手法の1つです。現在、ベトナム・メコンデルタをはじめタイ、モンゴル、パキスタン、ネパールなどで普及しています。

メコンデルタ2005共有セミナーとは?

まず参加者は、アジア各国ですでに活動をしている「Facilitator(助言者)」から参加型改善活動とは何か?という2日間の講習を受けます。そして、学習後、今度は私たちが実際に「Facilitator」として職場・生活改善活動の講習会を中小企業で働く人々を対象に行います。

ツアー参加者が行った講習後、改善した自宅を見せてくれた農家の女性

アジアの仲間達と参加型改善活動トレーニングを学ぼう!

皆さんはベトナムで、アイデアに富む身近な材料で安価に行なった改善を紹介する誇らしげな人々にたくさん出会うことでしょう。参加者一人一人が改善活動の主役なのです。
皆さんのご応募を心からお待ちしています。

日 程 ： 2005年8月23日（火）～8月30日（火）
受入先： カント省労働衛生環境センター ・ ベトナム
費用： 800ドル (上記の宿泊費と食費、現地での移動費、会議研修費含む。往復航空券、パスポート申請料金、災害保険料等は除く)
募集人員： 15名（先着順） 締切： 2005年6月30日（木）
問合せ・応募先： メコンデルタ2005プロジェクト運営委員会

NPO法人東京労働安全衛生センター 仲尾 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL 03-3683-9765 FAX 03-3683-9766 EMAIL etoshc@jca.apc.org

JR福知山線列車脱線事故

普遍的な教訓を与える重大災害としてのJR事故

組織事故の解明に事故情報の徹底開示を

関西労働者安全センター事務局長　西野方庸……2

特集／ワーカーズ・メモリアル・デー

使用者責任を通じた予防 全ての者に安全・健康な仕事を

被災者を記念する世界の労働組合の取り組み……4

屋外作業場等における作業環境管理ガイドライン……22

連載38―塩沢美代子
語りつぎたいこと　37

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

ワーカーズ・メモリアル・デーの取り組み……41

各地の便り

大阪●審査請求で「指曲がり症」逆転認定……46
岡山●船員のアスベスト対策の確立が急務……52
福岡●曝露職歴が複雑な築炉工の中皮腫……54
広島●労働者歴もつ一人親方電気工の中皮腫……55
沖縄●ハツリ工じん肺の労災認定すすむ……56
神奈川●ジュエリー加工で37歳のじん肺死……56
神奈川●「偽装派遣」会社での「労災隠し」……58

表紙写真／百名を超す死者と五百名以上の負傷者を出したJR福知山線列車脱線事故現場

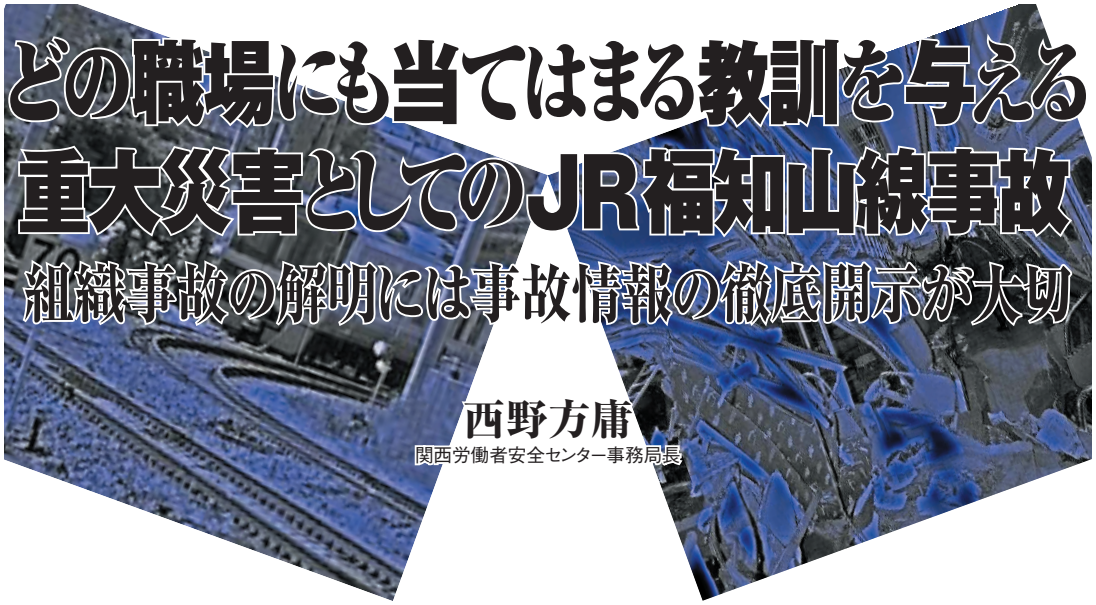

どの職場にも当てはまる教訓を与える重大災害としてのJR福知山線事故

組織事故の解明には事故情報の徹底開示が大切

西野方庸
関西労働者安全センター事務局長

JR福知山線といえば、大阪で仕事をしている筆者にとって相当身近な路線である。事故を起こした電車が予定していた運行は、その後尼崎駅を過ぎたら大阪キタの北新地駅から天満宮駅を経て東のほうへ向かう。JR線では環状線とともに最もよく利用する路線である。ただ、よく利用するようになったのは、かつての片町線（大阪環状線の京橋駅から京都府南部方面へ向かう路線）と福知山線（大阪駅から兵庫県を経て京都府北部方面へ向かう路線）が大阪市内北部に新たにできた東西線で結ばれ、東西方向の利便性が増してからのことである。

筆者自身、大阪府北部に生まれ居住し、かつて阪神間の学校に通っていた10年間は、今回の事故のあったJR尼崎駅なども行動圏内であった。しかしその旧国鉄時代には、福知山線の駅である「宝塚」「中山寺」「川西池田」などという駅は、すぐそばにある阪急の駅がにぎやかなのと比べて、閑散としたとてもさびしい駅という印象がある。今回の事故後の報道で、そういう駅が通勤や生活でよく利用されるようになっているのをあらためて知った。実際、テレビで流れる被災者の居住地名をみて不思議に感じ、あらためて地図をみて鉄道の時代変化を感じたぐらいである。

JR西日本の経営は、競合する私鉄各社の路線との競争に打ち勝つため、路線設計を始めたくさんの努力をし、過密なダイヤ編成やぎりぎりのスピード運行という方針をとったのであろう。マスコミ報道で、事故のつながる背景として指摘されている問題については、いちいち納得がいく。

今後、事故原因の究明は、組織事故として複合的な要因の絡み合いを分析していくことになるのだろう。しかし、いまの時点で私たち労働安全衛生の取り組みを進めている立場で、この事故についてすぐに言えることはたくさんある。考えてみれば、鉄道事故という事業の特徴から、たくさんのお客さんを事故に巻き込んでしまったから大問題なのであって、他の職場で発生する労働者だけが被災する労働災害と、原因を分析し未然防止の対策をとるという意味では全く違わない。

たとえば列車の事故防止に決定的な役割を果たすという新型の自動列車停止装置ATS-Pを設置していたら事故が防げたという話。普通、新たな設備投資をする際、経営者は費用対効果を計ってその可否を決定する。そのプロセスは、安全に関わる装置の場合、①安全措置導入の全費用を把握する、②安全措置が対象とするリスクを評価する（事故発生確率と損害規模の積）、③安全装置

導入の費用と期待値としてのリスクをプラスマイナス合計して優先順位を設定し対策範囲を決める、ということになるだろう。JR西日本では、新幹線等には設置し、福知山線には設置を見送るという判断がされていたわけである。もちろん結果として判断は「収益を上げる」という経営者としての尺度からも誤りだったということになるが、安全のコストは後ろ向きのコストであるという考え方が影響していたことが想像できる。

こうした話は、普通の工場の安全対策でも全く同じことである。ATS-Pの設置費用は莫大であり、対象とするリスクも大きなものである。ある町工場の機械の回転部がむき出しになっており、安全のためにインターロック式のカバーを取り付けるという場合は、費用は微細で、対象とするリスクはそこの職場の2～3人の労働者が受ける死亡には至らない災害による損害である。もし災害が発生したとき、労働者が休業し、後遺障害を受ける、わずかな調整の際に機械は停止し一時的に効率は落ちるが、品質管理の面からの効果もはかれば、設置の判断をすることになる。JR西日本と町工場の社長が判断するプロセスに本質的な違いはない。あるのはことの大小の違いだけだ。

「成功体験」(frequency bias または recency bias) という言葉がある。「いままでこうやってきて大丈夫だったのだから今度も大丈夫」。誤った成功が違反を促進してしまう場合のことである。JCOの事故は、現場段階での工程変更はそれまでも普通のことであったし、スペースシャトルのチャレンジャー号とコロンビア号の事故は両方とも事前に判明していたリスクを成功体験をもとに無視したことから発生した。今回のJR事故も、過密ダイヤの編成や運転士と車掌のコミュニケーション、司令部と列車との連絡など、様々な部分でこの成功体験は働いている。

大小、組織、個人様々な段階で、この成功体験により見過ごされたり無視されている基準は無数にあるだろう。リスクアセスメントを行うことによって、作業手順や工程などの決定に正当性を与え、作業者自身がその仕事の安全衛生情報を身につけて働くということの重要性があらためて思われるのである。今回の事故はこの面でも、安全衛生活動全体に大きな教訓を与えてくれているといってよいのではないだろうか。

ミスをした運転士に課される日勤教育の懲罰的な内容もマスコミに多く取り上げられている。文章を一日中書き写ししたり、草むしりをさせることが運転士の安全教育に効果があるとは到底思えないが、「振り返って考えること。過去の自分の言動やありかたに間違いがなかったかどうかよく考えること」という「反省」本来の意味での教育に全く効果はないとはいえないだろう。しかし、ミスやヒヤリハット体験が報告されたならば、その評価をして対策をたてて実施し、残存するリスクを鮮明にして情報を共有するという一連の安全衛生活動の一環としての教育でなければならない。罰で効果を期待する場として日勤教育があったとすれば、これはもう安全衛生対策とは非なるものといえる。

ときどき工場のヒヤリハット報告書の設計自体が、「それであなたはどうしますか」というような自己完結型になっているのを見ることがあるが、日勤教育の比でないにしても同質のものといえよう。そういう意味では私たちの周りの職場にも、同じような事例は無数にあるといえるのではないだろうか。

これから事故原因はさらに詳細に明らかにされ、組織事故として、様々な観点から分析されることになるだろう。そして内容は、労働安全衛生活動にとって重要な教訓を与えてくれることになることが予想される。また本稿執筆時点で、107人が死亡、549人が負傷という最悪の事故について、その原因に関わる情報は、詳細にわたって明らかにされてしかるべきものであろう。再発防止のためには、まず事故情報が衆目の前に公開され、様々な観点から検討されるべきである。

1999年の核燃料工場JCOで起こった臨界事故の際には、調査委員会が収集した情報は、そのままインターネット上で即座に公開されていたのは記憶に新しいところである。国土交通省やJR西日本など当事者、事故調査委員会には、絶えず情報開示に努められることを大いに期待したいと思う。

2005年5月25日記

使用者責任を通じた予防 全ての者に安全・健康な仕事を

4月25日に起きたJR福知山線列車脱線事故では、百名を越す尊い命が犠牲となり、五百名以上が負傷、重傷で入院中の方も多数います。おりしもその3日後の4月28日は、世界の労働組合が、過去1年間に労働災害・職業病で死亡した仲間を追悼し、すべての被災者を記念し、「生きるために闘う」ことを誓い合う国際記念日(ワーカーズ・メモリアル・デー)でした。しかも今年は、国際労働機関(ILO)がこの日を「仕事における安全と健康のための世界の日」に指定してから3年目、国際自由労連(ICFTU)が国際記念日を設定してから10周年の記念日にあたっていました。今年のワーカーズ・メモリアル・デーのメインテーマは、「使用者責任を通じた予防」、そして、「すべての者に安全で健康的な労働を」でした。ICFTUは、「労働者が職場レベルの意思決定に真に参加できる立場にない限りは、いかなる安全衛生対策も効果は限定的なものにとどまる」としています。

今回の事故も、労働者の権利と参加が保障されていないところに、ましてや労働者が声もあげられないところに、安全は成立しない、ということを実証しています。犠牲者の方々のご冥福をお祈りするとともに、命と健康を守る取り組みを一層前進させる決意を新たにしたいと思います。

ブリュッセル・2005年4月28日: 国際自由労連(ICFTU)のガイ・ライダー事務局長は、今日、世界中で少なくとも600万の人々が、過去12か月の間に、持続できないかたちの労働や生産によって死亡し、または負傷した労働者を記念する行動に参加するだろうと語った。

4月28日は、死傷労働者[労災職業病被災者]のための国際記念日であり、国連の国際労働機関(ILO)の推計によれば、毎年200万人以上の労働者が労働災害や労働関連疾病の結果として死亡し、また、毎年約1億6千万の新たな労働に関連した病気が発生している。

ICFTU事務局長ガイ・ライダーは、政府と使用者は、世界中約110の国や地域で、ICFTUとグローバル・ユニオンズが組織する1万件以上の4.28の行動を目撃するに違いないと述べた。ライダーは、そのような行動のひとつとして、今朝、職場に通勤する労働者たちに大量のリーフレットを配布するキャンペーンに、ベルギーの労働組合指導者とともに参加した。

活動の紹介 [→リンクが張られている]

多くの行動は、メインテーマのひとつとして「使用者責任を通じた予防」を掲げて、労働安全衛生諸問題とその解決に焦点を当てることになろう。多くの国で、政府と使用者も行動に参加し、職場の諸問題によりよく処理するのに自ら関与するだろう。

死傷労働者国際記念日は、劣悪な労働現場のマネジメントや思いやりのない使用者を反映する諸問題としての、アスベスト、人間工学、HIV/AIDS、化学物質、心理社会的問題、労働における暴力、建設労働、あるいは若年労働者による労働のインパクトを労働組合が検証するための好機となる。また、これらの諸問題に対する政府、中小企業や多国籍企業の対応を評価する機会ともなるだろう。

「いくつかの国では、労働者の健康の尊重に対して、当局や使用者が受動的あるいは気乗りのしない態度を取っていることは明らかである」、とライダーは強調する。「政府が、問題を解決できる可能性のある法令の採択やILO文書の批准に怠慢なままでいるがゆえに、何百万人もの労働者が死に続けているのである」。

ライダーは、状況は、ILO及び12か国がすでに4月28日を正式な労働安全衛生記念日として認知するほど深刻になっていると言う。世界の労働組合運動は、国際連合に4月28日を国際記念日として認知させる動きを支援している。

現行の死亡・負傷統計は、おそらく実際の数字のわずか半分、ことによると3分の1でしかないと警告しつつ、ICFTU事務局長は、「毎日、労働における劣悪な安全衛生のゆえに、約5千人の労働者が死んでいる。この状況が続くのを許すことはできない」と語った。

今年ILOは、劣悪な使用者や政府のマネジメントの背後に隠された被災の広がりを強調するために、国の報告の不適切さをレビューする意向を発表した。

毎年、12,000人の子供が仕事で殺され、危険有害物質が34万人の労働者を殺し、アスベストだけで約10万人の生命を奪っている。

控えめな推計でも、欠勤、治療、障害・遺族給付によって、負傷、死亡、疾病に伴うコストとして、毎年、世界の国内総生産（GDP）の4%に等しい、1兆,500億ドル失われている。ILOによれば、労働人口における死亡と病気のコストによるGDPの損失は、開発途上国に対する政府開発援助（ODA）の合計の20倍以上になっている。

基本的労働権にかかわるものも含めて、世界中で労働者の安全衛生における莫大なファクターが認識されている、とライダーは語る。40か国以上で、労働組合に加入する権利及びシンプルな職場の民主的プロセスにアクセスする権利が存在しないか、または著しく制限されているために、労働者の窮状が不明瞭である。30人以上の労働者が殺された、最近のバングラデシュにおける9階建てのビルの崩壊事故を引き合いに出しながら、ライダーは、労働者が、不衛生、不安全、人間らしくない労働条件や労働災害の報告はもちろんのこと、自らの職場における予防活動にも関与する立場におかれていないことが、あまりにもしばしばあるということが悲しい事実だと言明した。

4月28日は、1996年にニューヨークの国連本部において、世界の労働組合の代表が、持続できないかたちの労働や生産のために死亡し、負傷し、または病気になった労働者に光を当て、また、ディーセント・ワーク（人間らしい労働）という概念を促進するために、記念のキャンドルを灯し、香をたいて以来、「国際記念日」となった。

※　原文はICFTU（国際自由労連）のウエブサイト（http://www.icftu.org/）で入手可能。

※　**グローバル・ユニオンズ**：ICFTU（国際自由労連）、GUFs（国際産業別組織）、OECD-TUAC（OECD労働組合諮問会議）の三者が協力関係をいっそう強化して、労働者と労働組合の権利を確保し、国際労働運動の新たな強化をはかろうとスタートした運動。2004年12月のICFTU世界大会では、ICFTUの規約を改正し、「目標」の部分に「国際労働運動の共通のアイデンティティの下で、GUFs、OECD-TUACとの共同行動を発展、強化すること」と明記。さらに、WCL（国際労連）との間で国際労働戦線を統一し、新しい国際労働組合組織を創設するとの決定もなされている。
http://www.global-unions.org/

活動の紹介

ICFTU・2005年2月：ICFTUのガイ・ライダー事務局長は、世界中の労働組合に対して、2005年4月28日の第10回死傷労働者国際記念日の準備を行うよう要請を発した。「企業責任を通じた予防」が、2005年の第1のテーマである。「すべての者に安全で健康的な労働を」が、第2テーマである。主題的には世界中の4月28日の式典や行事は記念日に関する全体的な方向付けを反映してつくられるべきであり、通常は、死亡し、病気にかかり、負傷した労働者を記念することで始まり、いのちとくらしへの希望のメッセージで終わる、とライダーは述べた。2005年は、4月28日国際記念日の10周年をしるすものである。労働組合は、自らの行事を、他の諸国・地域の取り組みと時間調整するよう求められている。詳細は、下記の「背景説明」を参照されたい。

※　http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpH_1c.EN.pdf

背景説明/国別プロフィール

A. はじめに

2005年4月28日に何に焦点を当てるかを決定するのは、各国・各部門の労働組合にゆだねられている。国別プロフィール［後述のように長いバージョンと短いものとが用意されている］は、4.28の取り組みのための情報ツール及び背景説明として作成された。プロフィールはまた、4.28に関連する選抜された諸問題に関する政府の各国パフォーマンスのベースライン比較を提供している。

プロフィール（及び本稿）は定期的に更新される。それらの質と利用の改善にご協力いただきたい。あなたの4.28の行動の報告、または情報の提供やフィードバックの仕方については#Eを参照してください。本稿の末尾には、各国が批准/採択している/していない様々な文書や措置に関する背景情報を提供する付録が含まれている。

4月28日にいたるまでの期間に、別々の2つの文書が更新され、流布される予定である。すなわち、（すべての背景情報を含んだ）長い文書［http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpH_1b.EN.pdf―日本のプロフィールを8頁に紹介］と、国別の4.28の行動を簡単に要約した短いバージョン［http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpH_1a.EN.pdf］である。

B. 4.28のための組織化

歴史的に、長距離のデモ行進や部門ストライキから教育やロビー行事、簡潔かつ広範囲にわたる情報配布活動まで、4.28のための多彩な活動が組織されてきた。規模の大小にかかわらず、少なくとも各国ごとにひとつの行動が、2005年のわれわれの目標である。前年には、多くの労働組合員たちが、短い記念スピーチと黙祷、詩や音楽の組み合わせを含んだ、簡潔なキャンドルライトや焼香のセレモニーをその計画に組み入れた。

主題的には、セレモニーや行事は、4.28の全体的な方向付けを反映してつくられる。こうしたセレモニーは通常、死亡し、病気にかかり、負傷した労働者を記念することで始まり、いのちとくらしへの希望のメッセージで終わる。4.28は「記念［Commemoration］」日であり、すなわち、過去に注意を向けたり、思い起こさせるための、単なる「記念［memorial］」行事以上のものである。また、追悼や喪失の感情を、変革と対話のための積極的な行動へ象徴的に転換させていくこともめざしている。

●プロフィールには、国の記念日としての4.28の公的認知に関する、国のパフォーマンスが示される。

C. 10周年記念行動ともなる4.28行事

4.28行事の日時設定は、各国の労働組合特有の事情ににふさわしいものとすべきである。本稿では、あなたの4.28行事の日程を、世界で見込まれて

いる今年の10周年記念行動と結びつける可能性を検討するよう求めている。しかし、そうすることがいかなるかたちであっても、別の日程に組織する行動の計画を混乱させることになってはならない。それらも同様の方法で、報告され、要約されることになるだろう（#E参照）。

昨年の4.28の後に得られたフィードバックから、今年は何らかのかたちで10周年に焦点を当てることが示唆されている。多くの国で、いくつかの行事が同時に実施される可能性も示唆された。

これらふたつの示唆は、各国の首都における3つの時刻の選択（国別プロフィールの時計を示した囲みを参照）を提供することにつながった。3つの時刻の選択の各々は、世界の3つの地域における行動の集中する時刻を示している。もっとも便利な（ひとつまたは複数の）時刻を選んでいただきたい。プロフィールの時計の囲みに示された3つの時刻は、東（#1）から西（#3）にあつらえられおり、共通の参照点として国際日付変更線[1]における時計にセットしてある。示された時刻の選択のいずれか、またはすべてを選ぶことができる。あなたの4.28行動が首都時刻のいずれとも一致しない場合には、10周年記念行事と結びつくために、代わりに示された時刻のいずれかにおいて、簡単な何か象徴的なことを検討してみていただきたい。

●プロフィールは、各国の首都における3つの10周年記念の選択時刻を示している。

- #1 時刻選択―アジア地域： すべての国における、台北（台湾）、マニラ（フィリピン）、Depensar（インドネシア）、パース（オーストラリア）における4月28日12:30と同じ時刻
- #2 時刻選択―ヨーロッパ・アフリカ地域：すべての国における、ブリュッセル（ベルギー）、チューリヒ（スイス）、トリポリ（リビア）、ハラレ（ジンバブエ）における4月28日12:30と同じ時刻
- #3 時刻選択―ヨーロッパ・アフリカ地域：すべての国における、オタワ（カナダ）、ワシントン（アメリカ）、アスンシオン（パラグアイ）、サンチャゴ（チリ）における4月28日12:30と同じ時刻

[1] 首都時刻の設定は、2005年4月28日のみのために計算されている。したがって、他の日や年には合致しない。各国の時計の囲みで示されている時刻は、各国の夏時間調整、その他の要因の相違を考慮に入れて、行動の同時性を確保できるよう調整されている。4.28行事の世界的開始は、国際日付変更線における4月28日00:00から始まる。4.28の行事の報告はその後、最初はアジア地域から、それからヨーロッパ―アフリカ地域、最後にはア南北メリカからと、東から西へ進むことになる。

D. 4.28のテーマ

1. 4.28第1テーマ：使用者責任を通じた予防”

今日のグローバリゼーションの時代においてこの問題がますます重要になっていることを反映して、“使用者責任を通じた予防”が第1のテーマに選ばれた。

a.）使用者としての政府及び民間部門使用者に対する政府の監視

政府は、自己の権限において使用者であると同時に、民間部門の使用者を管理する公的枠組みの監視者でもある。これら関連する側面の一方または双方に焦点を当てることが求められている。いくつかの国では、公的部門の使用者はOHS（労働安全衛生）に関する国の法令に拘束されておらず、このことは問題にされなければならない。公的部門の労働者を含めた―すべての労働者のための防護の適切さは、いずこにおいても原則問題である。現実に世界共通になっている公的サービスにおける削減の問題、及びその残された要員の労働時間に対する影響、労働災害の可能性の増大、サービス提供への影響、そして最後に、しかし特に公的部門労働者の家族に対する不利益な影響は、重大な関心事である。工業諸国の多くの場所における研究が、賃金よりも上に―ストレスを職場の諸問題のリストのトップに挙げていることを明らかにしている。

また、労働衛生、安全、環境や持続可能な開発

Country Profiles 28 April 2005: 1st theme: "Prevention Through Employer Accountablity" 2nd theme: "Safe and Healthy Work For All"

JAPAN

☐ Country/Territory has adopted 28 April as National Observance Day? ☐ Has introduced AIDS discrimination protection in labour/social law

Wkpl Accident Fatality Estimate: 3 /100,000 workers (see Annex D.2.) <0.1 % adults with HIV infection NA=not available (see Annex D.2.c.)

YOUR National/Regional 28 April acitivity will be reported in this expandable rectangle, below (See Annex E) ☑ AFF_I ☑ AFF_T

* For 2004 Reported Activity See: http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpH_1.EN.pdf

JAPAN has/has not adopted/ratified key measures: (See Annex H and Addendum)
- ☐ ILO 155 Occupational Safety /Health
- ☑ ILO-OHS 2001 Mngmt System
- ☐ ILO 81 Labour Inspections
- ☐ ILO 161 Occ Health Services
- ☐ ILO 162 Asbestos at Work (see Annex D.2.b. for asbestos campaign)
- ☑ ILO 121 Empl Injury Benefits
- ☑ ILO 139 Occupational Cancer
- ☑ Persistent Org. Pollutants POPs
- ☐ ILO 170 Chemicals
- ☐ ILO 148 Working Environment
- ☐ UN Chem Lables/ WkplData Sheets

See Annex C

JAPAN
Timings for 28 April 10h Anniversary

Clock-setting options for the Capital city of: Tokyo

Any or all of 3 time choices on 28 April: 13:30 (#1), 19:30 (#2), 01:30 (#3) o'clock

JAPAN Social and Employment Transition Baseline Index (See Annex F and G)

ILO-SES Labour Market Security Rnk 1=best 13 of 94 countries, considered: Pacesetter (see Annex F)

N/A Has elements toward an employment transition stategy?

☑ Is bound by ILO 'Fundamental Principles and Rights at Work' (see Addendum)

ILO-SES Repr. Security Rnk 1=best 22 of 99 countries, considered as: Pacesetter (see Annex G)

Promoting awareness-raising and dialogue Re: Multinational Enterprises in JAPAN
See ILO Tripartite Declaration of Principles Concerning Multinational Enterprises and Social Policy (see Annex D.1 and Addendum)

☑ Adopted OECD Guidelines for Multinational Enterprises and has national contact point: http://www.tuac.org/News/default.htm#2

N/A Has element(s) for national MNE framework?

N/A Has engaged in dialogue on corporate governance with OECD or World Bank

SAMPLE of multinational enterprises (see Annex D.1.b.) with operations in JAPAN

3M	ABB	ABN AMRO	ACCOR	AIR FRANCE
ALCATEL	ALCOA	ALCON	ALLIANZ	AMERICAN EXPRESS
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	AMGEN	AMX	ANALOG DEVICES	ANHEUSER-BUSCH
ANZ BANKING	APPLIED MATERIALS	ARAMARK	ASTRAZENECA	AVENTIS
AVIVA	BANCA INTESA	BANK OF AMERICA	BANK OF NEW YORK	BANK OF NOVA SCOTIA
BASF	BAXTER INTERNATIONAL	BAYER	BBV ARGENTARIA	BHP BILLITON
BIOGEN IDEC	BMW	BNP PARIBAS	BOEING	BOSCH
BOSTON SCIENTIFIC	BP	BRISTOL MYERS SQUIBB	BRITISH AMERICAN TOBACCO	BROTHER
CANON	CARDINAL HEALTH	CARNIVAL	CARREFOUR	CATERPILLAR
CENTRAL JAPAN RAILWAY	CHEVRON TEXACO	CHIQUITA	CITIGROUP	CLUB MEDITERRANEE
COCA COLA	CREDIT SUISSE	DANONE	DELL	DENSO

Feb 04, 05 Information from this document may be copied and circulated with acknowledgment of the source: Page 116 of 257

(TUAC: The Trade Union Advisory Committee to the OECD, 26 AV. DE LA GRANDE ARMEE, 75017 PARIS, FRANCE: Tel (331) 5537 3737, Fax 4754 9828, www.tuac.@tuac.org)

に関連した幅広い諸問題に関するすべての使用者の責任を確保するための、適切な枠組み（法令、監督、報告）の設定・維持を確保するうえで、政府の役割はきわめて重要である。民間の使用者に焦点を当てる場合、そこには通常いくつかの強調され、優先されるべき政府の役割がある。

国別プロフィールには、「注意喚起と対話の促進：多国籍企業」と題した項目がある。プロフィールのこの部分には、選び抜かれた指標に沿った、政府の企業監視パフォーマンスのより包括的な国別の比較になることを期待される初歩的な情報が含まれている。

●プロフィールには、以下（付録参照）に関する各国のパフォーマンス［批准・採用の状況］を示している。

1. 労働安全衛生マネジメントシステムのためのOHS2001ガイドライン
2. ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言
3. OECD多国籍企業ガイドライン
4. OECDコーポレート・ガバナンス原則

b.）民間または法人部門の使用者

民間企業における安全衛生問題は、幅広い領域にわたっており、4.28で強調されるべき事柄は、国、地域または部門の優先課題によって左右される。多くの部分にとって、労働組合や労働組合が参加する連合の、現在の国または国際的キャンペーンを反映した諸課題を確認することが求められている（グローバル・ユニオンズのOHSE（労働安全衛生・環境）課題については#Dを参照）。

4.28は、結社の自由と団体交渉の権利の完全な尊重を踏まえ、社会的対話と調和のとれた労使関係によって作り上げられた、企業責任の強化に対する貢献に焦点を当てるかもしれない。持続可能で、実効性のある労働安全衛生プログラムは、このような枠組みなしには存在し得ない。同様に重要なことは、とりわけ健康、安全、環境問題に関して

は、使用者とともに、職場における意思決定への積極的な参加を通じた解決策の実施における、労働者と労働組合の役割に焦点を当てることである。

i. **ICFTU決議「世界経済における企業の社会的責任」**。主要な4.28行事は、一般的に、注意喚起及び使用者との対話の促進に役立たなければならない。しかし、このグローバリゼーションの時代にあって、あなたの国の国境または部門内における多国籍企業の役割も考慮に入れるよう求められている。このために、この問題について最近ICFTU世界会議で採択された決議（2004年12月）に含まれる諸問題に、焦点を当てる方法を検討してみることもできるだろう。http://congress.icftu.org/displaydocument.asp?Index=991220321&Language=EN参照。

この決議は、労働組合に対して、企業の社会的責任（CSR）をいかなるかたちであっても、すべての適用可能な政府間またはILOで採択された文書を含め、法律、規則または企業行動に関する社会の合理的な期待を修正、再解釈、再定義あるいは回避するために使うことに、断固として反対」するよう求めた。現在知られている企業の自主的なCSRプログラムの多くは、労働者と労働組合の権利の承認や社会的保護条項はもちろんのこと、労働衛生、安全、環境に関する条項を含んでいる。しかし、このようなかたちでCSRという手段を使うことは、たんに政府の役割や責任を掘りくずすのに資するだけではないかという関心が高まっている。4.28は、これらの現実に焦点を当てることができる。

ii **「注意喚起と対話の促進：多国籍企業」**同じ表題の国別プロフィールの項目のところには、様々な労働組合組織と諸協定を締結していることはもちろん、何らかのCSRやその他の自主的措置を策定している、フォーチュン・グローバル500やフォーブズ2000に含まれる多国籍企業のサンプル・リストが載せてある。プロフィールに掲載された企業は、各国で事業を行っているものをリストアップしたものである。

現段階においては、多国籍企業のリストを吟味し、どの企業が、どんな理由から重要であるかを検討していただきたい。モデルになるものや、特定の問題に関して注意喚起するためのターゲットとなる企業がみつかるかもしれない。しかしまた、いかにして使用者を4.28に巻き込むか、また、#2や付録に示すような、労働組合が追求している措置や文書、プログラムに対する彼らの支持を獲得するかについても検討していただきたい。例えば、リストにあるいくつかの企業は、政府や法令に対抗させるのではないかたちで、CSR措置について誇りにしている。そのような企業は、#Hで示すようなILO文書やその他の措置を国の政府が採用/批准することを支持するのを躊躇してはならないはずである。問題は、国内の文脈において、多国籍企業を、いかにしたらもっともうまく国際的な労働組合のアプローチと結び付けさせることができるか学ぶことである。もうひとつの課題は、あらゆる場所において、労働者の健康と安全を増進するために、この結び付きを足がかりとすることである。

●プロフィールは、何らかのCSR条項に署名している多国籍企業のサンプルリストを含んでいる。

c.）予防と責任の原則［Principles of Prevention, Precaution, Accountability and Responsibility］

2004年のICFTU世界労働安全衛生会議の決議（下記2.a［18頁］参照）は、労働組合に対して、「予防原則［precautionary and prevention principles］、及び、有効かつ厳格に執行される監督システムと結び付いた企業及び政府のプログラムにおける諸措置を促進させる（…）努力を強化するよう（…）」求めている。

2. 4.28第2テーマ：“すべての者に安全で健康的な労働を”

毎年200万人以上の男女が―毎日5千の人々が、労働災害や労働関連疾患の結果として死亡している。世界中で、毎年、約2億7千万の労働災害と1億6千万の職業病が発生している。これらの事例の3分の1で、病気が4日以上の労働日の損失をもたらしている。毎年、約35万5千件の職務中

の死亡災害が発生しており、その半数は、世界の労働力人口の半数を有する部門である、農業で発生しているものと推測されている。その他のハイリスク部門は、鉱業、建設業及び営利漁業である。世界の国内総生産（GDP）の4%（1兆2,513億5,300万ドル）が、欠勤、治療、障害・遺族給付というかたちで、傷害、死亡及び疾病のコストとして失われている。労働人口における死亡と病気のコストとしてのGDPの損失は、開発途上国に対する政府開発援助（ODA）の総額よりも20倍も大きい。毎年、12,000人の子供が仕事中に殺され、危険有害物質が34万人の労働者を殺し、アスベストだけで10万人の生命を奪っているのである。ILOの死亡/傷害統計を参照されたい：http://www.ilo.org/public/english/dialogue/actrav/new/april28/facts04.pdf

職場の衛生及び安全な作業は、いかなる社会においても大多数の人々の生活の質及び公衆衛生のバロメーターであるということは、長年の労働組合の教義であった。前述したとおり、あなたの地域や部門でどの問題を取り上げて焦点を当てるかはあなた次第である。しかし、過去、グローバル・ユニオンズは、広範囲にわたる諸問題に取り組んできており、4.28に向けてそれらについて検討していただきたい。

●プロフィールは、以下に関する国のパフォーマンスを示している（付録参照）。

5.労働災害死亡率の推計（ILOは労働者10万人当たりの死亡率の推計を行っている）

a.）労働安全衛生及び最近採択された労働安全衛生に関する2004年12月ICFTU世界会議決議［18頁参照］：http://congress.icftu.org/displaydocument.asp?Index=991220328&Language=ENのフォローアップ。プロフィールには、労働者の健康と安全に関連した選び抜かれた文書やプログラムの採用または批准に関する、各国のパフォーマンスに関する情報が含まれている。#H及び付録も参照されたい。ここで言及した決議は、明確に、「労働者の死亡または重大な労働災害が発生した場合には、労働組合の代表を必ず含めた、調査手順の確立」を要求することに焦点を当てている。また、このような場合においては、労働組合に対して、「労働者の健康と安全のために、経営者及び国の諸機関の側の集団責任を実行させるキャンペーンを支援または促進」するよう求めている。

b.）化学物質問題は、労働・公衆衛生に関連した重要な関心事である。

i. きわめて重要な問題は、**アスベスト問題**である。2004年のICFTU世界会議は、アスベストの使用及び貿易を世界的に禁止するキャンペーンを呼びかける決議を採択した。この決議はICFTU加盟組織に対して、今後の使用を中止し、既存のアスベスト製品に曝露する労働者や地域社会のための適切なセーフガードを確保するよう、国の政府に圧力をかけることを訴えている。さらに決議は、アスベスト禁止によって職を失う労働者のための雇用転換プログラムの実施も求めている。2005-2006年には、別のキャンペーンも計画されている。アスベストに関する労働組合の国別プロフィールは：http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpL_6.EN.pdfで入手できる。［訳注：17頁に日本のプロフィールを紹介］

ii. **難分解性有機汚染物質**（POPs）もまた労働組合の関心事である。以下の3種類の化学物質のグループのPOPsのリストに関連するいかなる行動であっても、［ICFTU-OHSE］ワーキング・グループの努力に貢献することになるだろう―農薬（アルドリン、DDT、ジエルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、クロルデン、ミレックス及びトクサフェン）、工業用混合物（PCB's）、副産物（PCB変異体、PCDD、PCDF及びダイオキシン）。

iii. **化学物質［世界］調和**。リオ92環境サミットは、各国が化学物質の分類と表示（ラベリング）において世界的な調和を確立するプロセスを開始した。いまや新たな世界調和システム（GHS）が採択され、国連の経済社会委員会（ECOSOC）によって監視されている。まさにこれを採用するかどうかは個々の国次第であるが、いまだそうしたところはない。

●プロフィールには、以下に関する国のパフォーマンスを示している（付録参照）。
6.ILO第162号労働におけるアスベスト条約
7.ILO第170号化学物質条約
8.UN化学物質ラベル&職場データシート
9.難分解性有機汚染物質（POPs）条約の批准

c.）HIV/AIDS問題：2003年に、グローバル・ユニオンズは、その労働安全衛生環境（OHSE）に関する定規作業の一部としてHIV/AIDSを位置づけ、この課題を職場のOHS活動と結び付けることに合意した。この問題に関する2004年12月のICFTU世界会議の決議：http://congress.icftu.org/displaydocument.asp?Index=991220321&Language=ENを検討されたい。

●　プロフィールには、以下に関する国のパフォーマンスを示している。
10. 各国のHIV感染者人口の割合
11. HIV/AIDS差別防止措置を採択している諸国

d.）持続可能な生産及び職場は、とりわけ労働衛生を、労働及び労働者の社会及び地域環境の広がりと結び付ける手段として、ますます労働組合の関心事となっている。2004年のICFTU会議の人間らしい雇用と持続可能な開発に関する決議：http://congress.icftu.org/displaydocument.asp?Index=991220321&Language=EN を役立てていただきたい。また、上記2.aで示した労働安全衛生決議は、「持続可能な職場及び地域社会を促進する諸措置を通じて、労働安全衛生制度、慣行及びサービスを構築、強化するよう、政府、政府間組織、労働組合及び関連するすべての組織に」要求している。

E. 各国労働組合の4.28報告

本稿のはじめにで述べたように、国のプロフィールの長いバージョン及び別の短いバージョン（各国の取り組みの概要のみを紹介）が定期的に作成される予定である。各国、各部門の労働組合からの情報は、定期的に要約され、国別プロフィールの短いバージョンで紹介される。あなたからの2005年4月28日以前の取り組みの報告、及び同日以後のフィードバックを促進するために、記入報告用紙が提供されている。英語版：http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpH_3b.EN.pdf

●プロフィールは、国及び部門の取り組みを要約している。
各プロフィールの国旗の右脇の点線の囲みを参照していただきたい。

F. 社会及び雇用の変遷指標

使用者とともに前向きに職場の変革に関与するようになるための労働者の能力と意欲は、失職や雇用の削減に直面するなかで、生計の維持に安心を感じているかどうか次第である。プロフィールの情報のいくつかは、「社会及び雇用の変遷ベースライン」と題した囲みの中に示した特定の措置の、各国の採用状況を示している。

●プロフィールには、以下に関する国のパフォーマンスを示している（付録参照）。
12. 国の雇用転換戦略
13. ILO-SES労働市場安定指標：十分な収入獲得活動を促進する機会を確保しているかどうかの国の適性を示す。
14. ILO基本原則と労働における権利に関する宣言
15. ILO-SES代表保障指標：この指標は、労働者の自ら［の利益］を表明する権利、賃金、福利厚生、労働慣行について交渉するのに必要な自由、職場レベルにおける労働慣行・方針の影響を評価するための情報収集を保証しているかどうかの国の適性を示す。

G. 労働者及び労働組合の参加または権利

労働組合が長年提起してきた重要な問題は、労働者が職場レベルの意思決定に真に参加でき

るポジションにない限りは、いかなる積極的なプログラムも効果は限定的なものにとどまるということである。プロフィールは、労働者及び労働組合の権利問題に関連して、各国がいかにふるまっているかを示している。

労働組合や労働者の権利が認められていない国ほど、労働安全衛生保護が軽視されていることがわかっている。

H. 文書、措置及びプログラム

選び抜かれた関連する多くのILO文書の各国の批准状況は、各プロフィールに示されている。4.28参加者及び組織の指命のひとつは、可能な限りこれらの批准を促進することにある。以下の付録を参照されたい。

●プロフィールには、以下に関する国のパフォーマンスを示している(付録参照)。

16. ILO第81号労働監督条約
17. ILO第121号労働災害給付条約
18. ILO第139号職業がん条約
19. ILO第148号労働環境条約
20. ILO第155号労働安全衛生条約
21. ILO第161号労働衛生サービス条約

付　録

1. ILO-OHSマネジメントシステム2001:

このILOガイドラインは、OSH-2001と他のマネジメントシステムの統合を奨励し、OSHはビジネスマネジメントの不可欠な一部でなければならないと述べている。統合が望ましいのではあるが、事業の規模及び種類によって柔軟なアレンジも求められている。OSHパフォーマンスのよさを確保することが、統合という形式にこだわることよりも重要である。同様に、ILO-OSH2001は、OSHは事業所におけるラインマネジメントの責任であることを強調している。ILO-OSHは、他のマネジメントスタンダードやガイドと互換性のある、ひとつの国際モデルである。法的な拘束力を持つものでも、また、国の法、規則や一般に是認された基準に取って代わろうとするものでもない。三者構成主義のようなILOの価値及び1981年の労働安全衛生条約(第155号)や1985年の労働衛生サービス条約(第161号)などの関連する国際基準を反映したものである。その適用は認証を要しないが、ガイドラインを実施する国が望むのであれば、よい実践を認める手段としての認証を除外するものではない。より詳しい情報は次のバージョンのプロフィールで。

2. ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言:

このMNE[多国籍企業]宣言は、多国籍企業が経済的・社会的進歩を実現するという積極的な貢献を奨励し、また、その多様な事業が引き起こすかもしれない困難を最小化、解決することを追求している。雇用の促進、機会及び待遇の均等、雇用の保障、トレーニング、賃金、福利厚生及び労働条件、最低賃金、児童労働、安全衛生、結社の自由及び組織化の権利、団体交渉、協議、不平処理及び労使紛争の解決等の諸原則を考慮に入れている。

http://www.ilo.org/public/english/standards/norm/sources/mne.html[日本語版:http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/pdf/multinational_d.pdf]

3. OECD多国籍企業ガイドライン:

このガイドラインは、主としてそれらを支持する国における企業を扱った、よい企業行動のための勧告集である。OECDの30か国プラス、アルゼンチン、ブラジル、チリ、エストニア、リトアニア及びスロベニアが含まれる。政府は、例えば、機能し有効な国の相談窓口の設置などに対する責任を果たし、また、建設的に労働組合と共働しなければならない。ガイドラインの各章は、雇用及び労使関係、環境、贈賄対策、消費者の利益、科学技術、競争及び課税といった側面をカバーしている。TUACのユーザーズ・ガイドを参照:

http://www.tuac.org/News/default.htm#2

［ガイドラインの日本語訳：http://www.oecdtokyo2.org/pdf/theme_pdf/finance_pdf/20000627mneguidelines.pdf］

4. OECDコーポレート・ガバナンス原則：

このOECDコーポレート・ガバナンス原則は、政策決定者、規制者及び市場参加者に、株式が公開されている企業に焦点を当てて、コーポレート・ガバナンスを下支えする法的、制度的及び規制的枠組みの改善にあたっての具体的な手引きを提供する。また、よいコーポレート・ガバナンスを開発するプロセスにおいて役割を有している、株式取引所、投資家、法人及び株主のための提案も提供する。原則は、有効なコーポレート・ガバナンスの枠組みの基礎の確保、株主の権利、株主の平等な取扱い、コーポレート・ガバナンスにおける関係者の役割、開示及び透明性、及び取締役会の責任という、コーポレート・ガバナンスの6つの主要な領域をカバーしている。

http://www.oecd.org/dataoecd/41/32/33647763.pdf［日本語訳：http://www.oecd.org/dataoecd/34/34/32361945.pdf］

5. ILO労働災害死亡率推計：

ILOの労働災害死亡率推計は、とりわけ労働災害に関して、職場の持続可能性の指標を提供する。ILOの推計は、労働者10万人当たりについて示される。これらの推計は、「災害」に起因する死亡率のみを推計し、労働条件や、その他のハザーズへの曝露などの他の要因による死亡率を含んでいないことに注意されたい。実際の死亡率の総体は、相当高くなると考えられている。しかし、信頼できる国別情報は容易には入手できない。

http://laborsta.ilo.org/

6. ILO第162号条約：

第172号勧告を伴う、労働におけるアスベストの使用に関するもの。禁止を含め、アスベストの取り扱い及び使用のために提供される主要な国際文書：http://www.ilo.org/ilolex/english/convdisp1.htmILO 。［以下、ILO条約はすべて］

アスベストに関する労働組合の国別プロフィールも参照されたい：http://www.globalunions.org/pdf/ohsewpL_6.EN.pdf。

7. ILO第170号条約：

労働における化学物質の使用に関するもの。カバーされる側面は、対象及び定義、一般原則、分類及び関連措置、使用者の責任、労働者の義務、労働者及びその代表の権利、輸出国の責任。

8. UN化学物質ラベル/職場データシート

リオ92環境サミットは、各国の化学物質の分類及び表示［ラベリング］における世界調和を確立するプロセスを開始した。新たな世界調和システム（GHS）もいまや採択され、国連の社会経済委員会（ECOSOC）によって監視されている。いまやそれを採用するかどうかは各国次第であるが、いまだそうした国はない。

9. 難分解性有機汚染物質（POPs）ストックホルム条約：

ストックホルム条約は、難分解性有機汚染物質（POPs）から人間の健康及び環境を守るための国際条約である。POPsは、地理的に広範にいきわたるようになり、生体の脂肪質細胞に蓄積するもので、人間や野生動物にとって有害である。POPsは、世界中を循環し、行く先々で損害を引き起こす。本条約を実施するなかで、政府は、POPsの環境への放出を除去ないし削減するための措置をとることになる。

http://www.pops.int/

10. HIV/AIDSの流行：

HIV/AIDSに感染している成人の推定感染率を示す。出典：UNAIDS-WHO疫学ファクトシート（2003年）。

http://www.who.int/GlobalAtlas/PDFFactory/HIV/index.asp

11. HIV/AIDS差別に関する文書のILO-AIDSコレクション：

このコレクションは、もっぱらあるいはその一部でHIV/AIDSと労働世界を扱った、法令（ハード・ロー）及びソフト・ロー文書（実施準則、ガイドライン、方針）を含んでいる。本文は、国によるアプローチの多様性を示している。モデルやよい実践例として提供されるものではない。また、完全に網羅したものでもない。

http://www.ilo.org/public/english/protection/trav/aids/laws/

12. 国の雇用転換戦略：

ほとんどすべての国について、プロフィールのなかでこのテーマに関する情報が示されていない。この点に関する情報の基礎が今後開発されることを期待する。

13. ILO-SES労働市場安定指標：

労働市場の安定は、十分な収入獲得活動の機会が存在する環境からうまれる。機会が改善するかもしれない、あるいは、満足であれば現場にとどまるだろうという仮説から、安定がうまれることから、雇用に関連する構造、レベル及び期待を考慮に入れている。

この指標は、インプット、プロセス及びアウトプット指標に連動する。

i） インプット指標は、労働市場の安定の供給に向けた制度的関与（例えば雇用制作に関するILO第122号条約の批准）、完全雇用に向けた政府の関与、失業に対する社会保障体系の存在、及び募集にあたっての性差別の禁止を検証する。

ii） プロセス指標は、現実には例えば、公的な雇用サービスの存在、労働力人口1人当たりの公的消費のレベル、1990年代におけるGDPの平均年成長率、及び年間GNP成長率の変動係数や、GDP割合としての総資本形成などの、政府の関与を示す。

iii） アウトプット指標は、国の経済政策の結果、及び、例えば失業率、対女性比男性失業率、1990年と1999年の間の平均年雇用成長率、不払または部分払仕事の推計などの労働市場に関するパフォーマンスをとらえる。

プロフィールのなかの「ILO=SES労働市場ランク」のところに、その国が（これまでに評価された94か国のなかで）何位にランクされるかを示す、小さい囲みの中の数字が入っている。続いて、「とみなされる［considered as］」という文字の後に、点線の長方形があるが、ここには以下のキーワードのいずれかが入っている。

- **先導者**［Pacesetter］：その市民に対する労働市場の安定においてもっとも高得点の国。
- **現実主義者**［Pragmatist］：政策関与が不足しているが、アウトカムでかなりよい得点の国。
- **紋切り型**［Conventional］：いつもどおりの国で、政策関与を持っているが、現実には法や基準はアウトカムに反映されず、低い得点にとどまっている。
- **なすべきことが多い**［Much to be done］：政策関与とアウトカム得点の双方に関して、目標の達成率がもっとも低いレベルの国。

14. ILO基本原則と労働における権利に関する宣言：

これは、基本的な人間の価値―われわれの社会的・経済的生活にとって不可欠の価値を支持するための、政府、使用者及び労働者団体の関与の現われである。宣言は、結社の自由及び団体交渉の権利（ILO第98号条約で公式化）、強制労働の排除（ILO第29号及び第105号条約で公式化）、児童労働の廃止（ILO第138号及び第182号条約で公式化）、職場における差別の排除（ILO第100号及び第111号条約で公式化）という4つの分野をカバーする。すべてのILO加盟国は、この宣言に表現された諸原則に拘束される。したがって、各国は、すでに同意していることの実施を求められる。以下を参照：

http://www.ilo.org/dyn/declaris/DECLARATIONWEB.INDEXPAGE

15. ILO-SES代表保障指標[2]：

代表保障指標は、ILO-SESによって開発された。代表保障は、労働者が声を上げることができる

ということに関するものである。声を上げられることは、われわれの利益を促進、防衛する最適の方法である。しかしまた、声を上げられることは人間としてのアイデンティティを定義する本質的なものであることから、権利としての独自の必要性もある。声は労働の領域において多くの目的のために必要とされ、もっとも代表的なものは、賃金や福利厚生、労働慣行（安全衛生を含む）に関する交渉、情報収集、広範囲にわたる諸問題に関して職場レベルにおける労働慣行や方針の影響を評価するためなどである。声は、計画から実行、モニタリングや評価にいたるまで、社会政策のすべてのレベルにおいて重要である。

この指標は、結社の自由の基準の側面に焦点を当てる。以下の組み合わせを分析することによってつくられる。

i） ILO第87号条約（結社の自由及び組織化の権利）及び第98号条約（組織化及び団体交渉の権利）の批准を検証し、また、労働組合を組織することが認められているかどうかをとらえるインプット指標。

ii） 声を強化する仕組みをとらえ、また、労働・社会政策を扱う三者構成組織が存在しているかどうかを検証するプロセス指標。また、国の法令が労働者の利益を促進するための団体を許しているかどうかを検証し、団体交渉でカバーされる労働者の割合を評価する。雇用率もとらえられる。

iii） 労働組合組織率で計られる政策の結果を含み、また、（1990年代における）その変化率を検証する。（フリーダム・ハウスによって開発された）市民の自由指標による情報も組み入れている。

プロフィールのなかの「ILO=SES代表保障ランク」のところに、その国が（これまでに評価された99か国のなかで）何位にランクされるかを示す、小さい囲みの中の数字が入っている。続いて、「とみなされる［considered as］」という文字の後に、点線の長方形があるが、ここには以下のキーワードのいずれかが入っている。

［訳注：キーワードは、13項と同じなので省略。13項を参照されたい。］

16. ILO第81号条約：

労働監督に関するもの。この条約は、鉱業及び交通運送業の事業所は国の法または規則により除外される場合があるが、すべての工業の職場に適用されるべきものである。労働監督のシステム、資格、独立性、最少人数、監督官の権限、及び中央監督機関により提出されるべき年次報告書の内容、を定義している。加盟国が批准の手続期間中に明示的な反対の宣言をなさない限り、条約の諸条項は商業の職場にも適用されなければならない。

17. ILO第121号条約：

労働災害の場合の給付に関する条約。この条約は、労働災害・職業病の補償の条件を規定する。職業病リスト（条約批准国はこのリストに別の疾病を追加することができる）、標準的受給者に対する定期的支給、国際標準職業分類（主要区分）を付録につけている。勧告にはさらに、補償がカバーする範囲、支給手順等を規定している。

18. ILO第139号条約：

（条約第2条にしたがった）第147号勧告を伴う、職業がんに関するもので、安全な生産によるがん原性因子の代替のための努力を提供する。

19. ILO第148号条約：

空気汚染、騒音、振動による労働環境における職業ハザーズに対する労働者の保護に関するもの。これを補足する勧告は、一定の予防・防護措置、労働者の健康の調査、トレーニング、情報及び調査研究、適用の手段を含んでいる。

20. ILO第155号条約：

労働安全衛生に関するもの――一般的な安全衛生諸条項。職場の安全衛生のための国際的体制が、この条約にまとめられている。その主要な関心は労働者の健康と安全のためのものではあるが、職場の雰囲気の変革に関連した職場の取り組みを含め、多くの問題に対処するうえで労働者の参加の枠組みを提供している。この条約に含まれる

教訓は、i) 例えば安全衛生委員会を通じての、労働環境に共同で責任をもつ労働者と使用者の職場における協力、ii)不安全、不健康な労働を拒否する労働者の権利（最近の大規模災害防止に関するILO条約にもみられる）、iii) 情報及びトレーニングの権利、iv) 安全衛生法令のかたちでの一定の安全衛生のための政府の諸規定、安全衛生に専心する政府の資源、及び監督官、などである。

21. ILO第161号条約：

「労働衛生サービス」に関するもので、労働者代表及びサービスの開発に関連する問題もカバーする。衛生サービスの機能、組織及び条件を扱っている。勧告は、労働環境の調査、労働者の健康の調査、情報、教育、トレーニング、助言、応急措置、治療・保健プログラム、労働衛生サービスのその他の機能、組織、運営の条件によってカバーされるべき諸側面の概略を示している。

※ http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpH_1c.EN.pdf

アスベストに関する国別プロフィール

2004年12月、ICFTU世界会議［日本・宮崎］は、地域組織に対して、グローバル・ユニオンズのパートナーや参加組織とともに、以下のことを求めた。

* アスベストの使用及び商業利用の世界的全面禁止に向けたキャンペーンを実施すること。
* 関連するILO条約の批准を促進すること。
* アスベストの今後の使用を中止するよう国の政府に圧力をかけるよう、参加組織とともに取り組むこと。
* アスベスト製品に曝露している、または曝露するかもしれない、労働者及び地域社会を防護するための適切なセーフガードを確保、強化すること。
* 特に影響を受ける地域に対する経済的支援を含め、アスベスト禁止により職を失う労働者のための雇用転換プログラムを実施すること。

付　録

・アスベスト禁止の状況：

アスベストとは、その耐熱性、抗張力、防音性がよく知られてきた、一定の繊維状鉱物に対する通称である。アスベスト鉱物は、蛇紋石系及び角閃石系というふたつの大きなグループに分けられる。蛇紋石系鉱物としては、白石綿としても知られるクリソタイルという、1種類のアスベストのみがある。角閃石系鉱物には、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライトという、5つのアスベストの種類が含まれる。これらのうちふたつが商業的に価値のある種類で、アモサイトまたは茶石綿、及びクロシドライトまたは青石綿である。その他の角閃石系鉱物は、わずかな商業的重要性しかない。技術や作業慣行の規制によってリスクをコントロールすることができないことから、アスベストの採掘及び使用の速やかな国際的禁止が必要と考えられている。クリソタイル・アスベストについての世界においてもっとも厳しい職業曝露限界（0.1f/cc）は、肺がんについて5/1,000及び石綿肺について2/1,000の生涯リスクを伴うものと推計されている。http://www.ibas.btinternet.co.uk/

・アスベスト使用による推定死亡率：

経験から言って、年間生産・使用量約170トン当たり、約30年かそれ以上後に、1件の中皮種死亡と1-2件（イギリスの統計では1.6）の肺がんを引き起こす。約30年前の世界全体の推定アスベスト生産量が500万トン超というなかでの、170トン当たり2.6件の死亡ということはは、［世界全体の死亡は］2.6×510万/170=78,000件であるということを意味する。さらに、死亡に至らない肺がん及び石綿肺による死亡もあることから、現在の世界［全体］の数字は約100,000件ということになる。これは多すぎるかもしれないが、多くの開発途上国におけるように、予想される寿命の長さがかなり短く、がんの件数が少なくなっている。人々は、がんになる以前に、他の原因によって死亡している。各国の数字を算出す

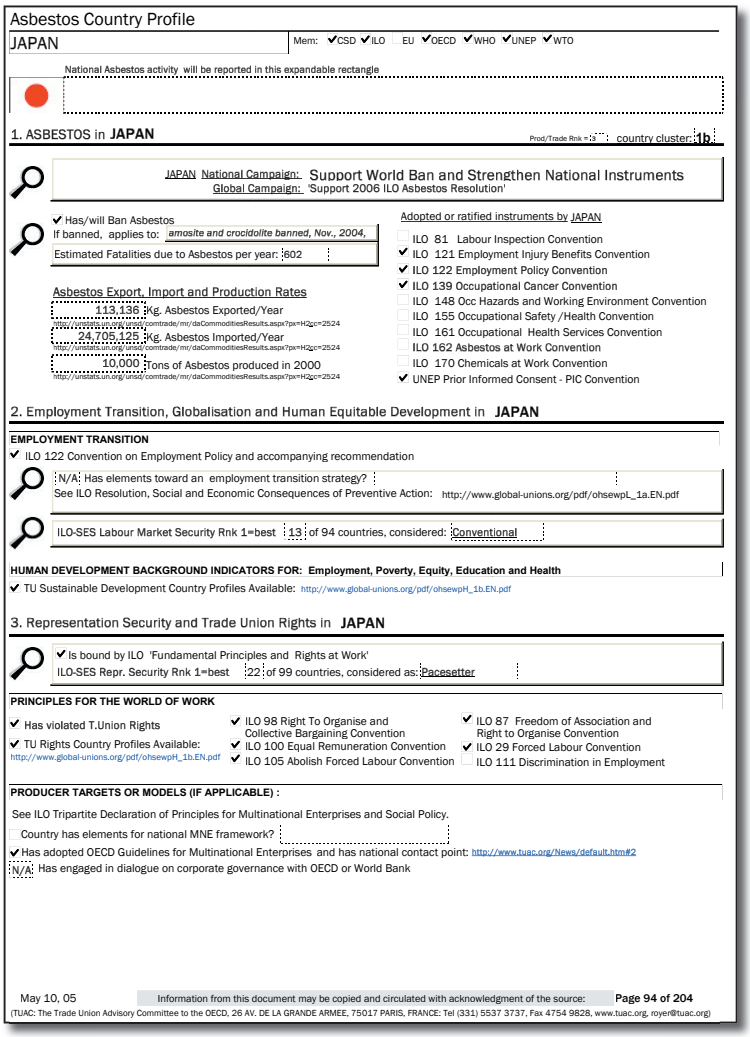

Asbestos Country Profile

JAPAN | Mem: ✔CSD ✔ILO EU ✔OECD ✔WHO ✔UNEP ✔WTO

National Asbestos activity will be reported in this expandable rectangle

1. ASBESTOS in **JAPAN** — Prod/Trade Rnk =: 3 — country cluster: 1b

JAPAN National Campaign: Support World Ban and Strengthen National Instruments
Global Campaign: 'Support 2006 ILO Asbestos Resolution'

✔ Has/will Ban Asbestos
If banned, applies to: *amosite and crocidolite banned, Nov., 2004,*
Estimated Fatalities due to Asbestos per year: 602

Asbestos Export, Import and Production Rates
113,136 Kg. Asbestos Exported/Year
http://unstats.un.org/unsd/comtrade/mr/daCommoditiesResults.aspx?px=H2&cc=2524
24,705,125 Kg. Asbestos Imported/Year
http://unstats.un.org/unsd/comtrade/mr/daCommoditiesResults.aspx?px=H2&cc=2524
10,000 Tons of Asbestos produced in 2000
http://unstats.un.org/unsd/comtrade/mr/daCommoditiesResults.aspx?px=H2&cc=2524

Adopted or ratified instruments by JAPAN
- ILO 81 Labour Inspection Convention
- ✔ ILO 121 Employment Injury Benefits Convention
- ✔ ILO 122 Employment Policy Convention
- ✔ ILO 139 Occupational Cancer Convention
- ILO 148 Occ Hazards and Working Environment Convention
- ILO 155 Occupational Safety /Health Convention
- ILO 161 Occupational Health Services Convention
- ILO 162 Asbestos at Work Convention
- ILO 170 Chemicals at Work Convention
- ✔ UNEP Prior Informed Consent - PIC Convention

2. Employment Transition, Globalisation and Human Equitable Development in **JAPAN**

EMPLOYMENT TRANSITION
✔ ILO 122 Convention on Employment Policy and accompanying recommendation
N/A Has elements toward an employment transition strategy?
See ILO Resolution, Social and Economic Consequences of Preventive Action: http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpL_1a.EN.pdf
ILO-SES Labour Market Security Rnk 1=best 13 of 94 countries, considered: Conventional

HUMAN DEVELOPMENT BACKGROUND INDICATORS FOR: Employment, Poverty, Equity, Education and Health
✔ TU Sustainable Development Country Profiles Available: http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpH_1b.EN.pdf

3. Representation Security and Trade Union Rights in **JAPAN**

✔ Is bound by ILO 'Fundamental Principles and Rights at Work'
ILO-SES Repr. Security Rnk 1=best 22 of 99 countries, considered as: Pacesetter

PRINCIPLES FOR THE WORLD OF WORK
✔ Has violated T.Union Rights
✔ TU Rights Country Profiles Available: http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpH_1b.EN.pdf
✔ ILO 98 Right To Organise and Collective Bargaining Convention
✔ ILO 100 Equal Remuneration Convention
✔ ILO 105 Abolish Forced Labour Convention
✔ ILO 87 Freedom of Association and Right to Organise Convention
✔ ILO 29 Forced Labour Convention
ILO 111 Discrimination in Employment

PRODUCER TARGETS OR MODELS (IF APPLICABLE) :
See ILO Tripartite Declaration of Principles for Multinational Enterprises and Social Policy.
Country has elements for national MNE framework?
✔ Has adopted OECD Guidelines for Multinational Enterprises and has national contact point: http://www.tuac.org/News/default.htm#2
N/A Has engaged in dialogue on corporate governance with OECD or World Bank

May 10, 05 — Information from this document may be copied and circulated with acknowledgment of the source: — Page 94 of 204
(TUAC: The Trade Union Advisory Committee to the OECD, 26 AV. DE LA GRANDE ARMEE, 75017 PARIS, FRANCE: Tel (331) 5537 3737, Fax 4754 9828, www.tuac.org, royer@tuac.org)

るにあたっては、この170トン当たり2.6件の死亡を用いている。現在のアスベスト使用量は200万トンをわずかに上回るから、30年間のうちにこの数字はより低くなっている。また、30年前にはクロシドライトが広範囲に使用されていたのに対して、現在ではクリソタイルの使用が一般的であることも、将来の数字に影響を及ぼすだろう。

・アスベストの輸出、輸入、製造及びその統計：

一般的な貿易システムの場合には、輸出及び輸入のフローは、(1)自由流通エリア、国内加工向け施設または工業自由ゾーン、(2) 税関上屋向け施設または商業自由ゾーン、からくる。貿易には以下の3つのタイプがある。(a)自由流通エリアまたは工業自由ゾーンからうまれた国産品、(b)国内で加工した購入品からなる国産品、(c) 以前に輸入された国内にある外国品。形式ばらない定義のもとでの特別の貿易システムの場合には、輸出のフローは、自由流通エリア、国内加工向け施設または工業自由ゾーンからのみくる。貿易には以下の3つのタイプがある。(a)自由流通エリアまたは工業自由ゾーンからうまれた国産品、(b)国内で加工した購入品からなる国産品、(c) 以前に輸入された国内にある外国品。目的地としては2つの可能性がある。(1)世界の残りの部分、(2)税関上屋向け施設または商業自由ゾーン。

http://unstats.un.org/unsd/comtrade/mr/daCommoditiesResults.aspx?px=H2&cc=2524

生産の場合には、データは下記から：

http://www.ijoeh.com/pfds/1001_Tossavainen.pdf

［訳注：別掲「日本のプロフィール」中の「アスベストしようによる推定死亡率　602」という数字もこの付録の巣軽方法によって計算したもののようである。「アスベスト禁止の状況」欄の「2004年11月、アモサイトとクロシドライト禁止」はもちろん間違った情報。

※ http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpL_6.EN.pdf

ICFTU世界大会 労働安全衛生決議

決議―労働組合の労働安全衛生に関する21世紀アプローチ

国際自由労連第18回世界大会
2004.12.6 日本・宮崎

1. 会議は、労働災害及び労働関連疾病の結果として、毎年200万人の男女、毎日平均5,000人以上の人々が死亡しているという事実を糾弾する。世界中で、毎年約2億7千万件の労働災害が発生し、1億6千万人の労働者が職業病に罹患している。そのコストは、毎年世界の国内総生産の約4%に達している。
2. 会議は、世界のある部分の健康的な職場の別の部分のより危険有害な労働条件による置き換えを引き起こしている、新自由主義型グローバリゼーションによりもたらされた状況を弾劾する。現在までに20,000人以上の人々を殺している、20年前のインドにおける化学工場災害、ボパール事件の余波は、労働者の健康の防護と被災者に対する補償が今なお世界の大多数の人々にとっては遠い現実に過ぎないということをまざまざと思い起こさせる。
3. 受け入れ国の職場での使用を目的とした作業方法、機械、化学物質や化学製品の輸出から生ずる可能性のある社会的ダンピングをとめるための行動が必要であ。アスベストや難分解性有機汚染物質（POPs）などの、新たなまた既存の化学物質及び製品によって引き起こされる莫大な数の労働者の死亡、傷害及び病気を防止するための、一層の警戒と集中的イニシアティブが必要である。
4. 中古の安全でない機械が開発途上国に輸出される場合にはとくに、危険な作業方法と機械がとりわけ労働者の安全に対する脅威となっている。さらに、世界中に広まりつつある危険な労働条件やインフォーマルな雇用が、とりわけ労働災害の発生率が著しく高い中小企業において、業務上リスクの普遍的増大をもたらしている。
5. 会議は、傷害や病気の減少を実証してきたもっとも有効な措置は、安全衛生のすべての側面における労働者及び労働者代表の参加であることを再確認する。労働組合が提供する防護の増大は、労働組合員であることの重要な利益となっている。労働組合に加入する権利は、労働安全衛生に関する権利を与えるものである。
6. 会議は、ICFTUが、労働者のための、とりわけ影響を受けやすい集団のための労働安全衛生を強化し、政府や使用者、国際組織に同じことをさせるようにすることを誓う。
7. ICFTUとその加盟組織は、労働安全衛生と労働者の快適さ（ウエル・ビーイング）を促進するその努力の一環として、社会パートナー間で、また三者レベルで、国際的及び国内的イニシアティブの促進に取り組まなければならない。

ICFTU行動プログラム

8. 会議は、ICFTUとその地域組織に、グローバル・ユニオンズのパートナーや傘下組織と協力して、以下のことを行うよう指示する。

a）人間らしい、安全で健康的な労働に関する権利がすべての労働者の絶対的権利、文明社会の礎として認知されるよう努力する。

b）労働組合が、安全衛生と労働者の快適さに関連したILO文書、とりわけ第155号労働安全衛生条約の批准及び完全な実施を獲得するのを支援する。

c）「予防的安全衛生文化」の概念、労働組合の安全代表に関する労働者の権利、職場

巡視に関する労働組合の権利、及び安全に関する注意喚起のための被災防止を促進するものとしての、このテーマに関する2003年国際労働会議［ILO総会］の討論の結論を踏まえて、労働安全衛生に関する新たなILOの促進的な文書の策定を支持する。

d）すべての諸国において安全衛生基準を改善するためのプログラムを促進し、労働安全衛生を防護するために団体交渉を活用し、また、いずこにおいても労働安全衛生を弱体化させる競争を防止するために取り組む。

e）国レベルにおける教育トレーニング、危険な機械に対する安全基準の確立と実施、とりわけ女性はもちろん若年、高年齢労働者などのもっとも影響を受けやすい集団のための、機械を使用する労働者やその他の潜在的に危険有害な技術工程や製品に関する実際的な安全措置を促進する。

f）男性及び女性のリプロダクティブ・ヘルスを保護し、不妊を引き起こさず、未来の子供の健康を害さない職場慣行を確保する。

g）移住労働者が、他の者と同等の職場における保護をもつように、その状況及び特別のニーズに適した、トレーニング及び安全衛生措置をもつのを確保する。

h）職場を巡視し、すべての関連する情報を知ることができ、安全衛生にリスクがある場合には作業を中止させる権利を有する労働組合の安全代表に、すべての労働者がアクセスできるようにする。

i）ILOの新たな文書策定の交渉を支持することを通じ、またそのような疾病に罹患した者が国の労働災害補償及び給付を受けられるよう取り組むことを含め、（とりわけ女性労働者に共通の）筋骨格系及び反復過労傷害に対する労働組合の理解及びそれに対する取り組みを広げる。

j）精神的困難及び労働におけるストレス、その精神的、身体的健康に対する否定的影響に対処する組合の行動を発展させる。

k）職場における暴力に対する、とりわけ女性に対する暴力とセクシャル・ハラスメントに対する組合の行動を増大させる。

l）とりわけILOの職業病リストの見直しのために、国際労働機関（ILO）と世界保健機関（WHO）の間の協力、及び、国レベルの職業病リストを十分に包括的なものにし、更新し、またそれらの疾病が補償されることを確保するための一層の努力を奨励する。

m）労働医学及び特別の労働医学研究所の供給を促進する。

n）2005年9月の第17回世界労働安全衛生会議をはじめ、今後開催される重要な国際会議において、考えられる最良の成果を達成するための労働組合の参加を支援する。

o）化学物質や危険有害製品の貿易における事前の情報に基づく同意（PIC）の原則のために活動する。

p）欧州連合において提案されているREACHに含まれているような措置を通じて、生産工程で使用される（既存と新規の双方）すべての化学物質に関する適切な情報を提供する法令を支持する。

q）アスベストの使用及び商業利用の世界的全面禁止のためにキャンペーンを展開し、関連するILO条約の批准を促進し、また傘下組織とともに国の政府に対して、今後のアスベスト使用をやめ、アスベスト製品に曝露しまたは曝露するかもしれない労働者及び地域社会を防護するための適切な、強化されたセーフガードを確保し、とくに影響を受ける地域への経済的支援を含む、アスベスト禁止により職を失う労働者のための雇用転換プログラムを実行するよう圧力をかける取り組みを行う。

r）安全衛生措置が働く人々に不利な影響を与える場合には常に、公正な雇用転換プログラムを支持し、そのための資源を追求する。

s）労働災害・職業病の被災者に対する公正な補償の支払い及び持続的な適切な援助を確保するよう取り組み、またとくにインドの傘下組織が、ボパール事件により影響を受けた労働者の未解決の補償問題の適切な解決を達成するよう支援する。

t）禁煙職場に関するすべての労働者の権利を支持する。

u）労働安全衛生法令からの中小企業や一定の公的部門の使用者の除外に反対しつつ、有効かつ厳格に執行される監督システムとともに、企業及び政府のプログラムにおける予防原則及び措置を促進するための労働組合の努力を強化する。

v）労働者の死亡または重大な労働災害が発生した場合における、必ず労働組合の代表を含めた、調査手順の確立を要求する。

w）雇用する労働者の安全衛生のための企業及び公的機関の側の組織的な法的責任を実行させるキャンペーンを支持または促進することにより、職場における死亡の広がり及び重大さに焦点を当てる。

x）本来労働組合が主導する日としての4.28の特別の性格を保持しつつ、労働者及び一般の人々に職場のハザーズについて教育する手段のひとつとして、また安全で持続可能な職場を促進するための、死傷労働者国際記念日としての4.28の世界規模での認知を促進する。

y）情報や労働組合のノウハウの交換、欧州労働組合安全衛生局（TUTB）その他同様の機関の専門的資源の完全活用を通じることを含め、有効な労働組合の協力を最大化する。

z）持続可能な職場と地域社会を促進する措置を通じた、労働安全衛生諸組織、慣行及びサービスを確立、強化するよう、政府、政府間組織、労働組合及びすべての他の関連組織を奨励する。

4.28 ILO発表

仕事関連の事故・疾病数依然増大―ILOとWHO、共同で予防戦略を呼びかけ

2005.4.28 ILO

ILO［国際労働機関］が「仕事における安全と健康のための世界の日」とする4月28日に、ILOと世界保健機関（WHO）は共同で、予防的安全文化の世界的な必要性を強調する新聞発表を行いました。

世界の日に際し、ILOが作成した報告書「World Day for Safety and Health at Work 2005：A Background Paper（英語）」は、毎年200万人以上の生命が失われている仕事関連の事故や疾病の件数が、一部途上国の急速な工業化を理由として、増え続けているように見えると記しています。報告書はさらに、働く人々の直面する最も一般的な危険は職業病のリスクになってきており、毎年、労働関連死亡者数の5人中4人に相当する約170万人の死亡原因になっているとします。死亡に到らないが、3日以上の欠勤をもたらす労働災害にあう人の数は毎年、約2億6,800万人、業務関連疾病の患者は約1億6,000万人になるとしています。

地域別では、先進国や新興工業国の多くで労災件数は頭打ちになっていますが、急成長を続けているアジアや中南米のいくつかの国では増大しています。例えば1998年から2001年の期間に、中国では、死亡労働災害件数が73,500件→90,500件、3日以上の欠勤を伴う労災件数が5,600万件→6,900万件といずれも増加しています。中南米でも同期間、特にブラジルとメキシコの建設業の成長と雇用者総数の増大を反映し、死亡労働災害件数が29,500件から39,500件に増えています。この理由につい

て、ILOのタカラ労働安全衛生・環境国際重点計画部長は、新たに発展している国では、労働者が農村出身であることが多く、低技能で、安全な作業慣行に関する訓練もほとんど受けておらず、重機を扱った経験も電気のような産業上の危険に関する経験もほとんどまたは全くないためと説明します。そして、より成熟した開発段階に達すると、例えば今の韓国のように建設業からより危険度の低いサービス産業へと職業の移動が行われ、労災率は頭打ちになるとします。

最も一般的な職業病は危険有害物質への暴露を原因とするガン、筋骨格系・呼吸器系・循環器系の各疾患、聴力喪失、病原体への暴露からくる伝染性疾患です。労働災害による死亡者数が減り続けている多くの先進国で、職業病、とりわけ石綿症による死亡者数の増大が見受けられます。石綿だけを理由とする労働関連死亡者数は毎年、世界全体で10万人に達します。一方、世界の労働力の半数が従事し、途上国では経済の主体である農業部門では農薬の利用による中毒死亡者数が毎年約7万人に達し、死亡に到らないまでも急性及び慢性的な疾病に罹患する患者の数は700万人以上になると報告書は推計しています。

報告書はさらに、建設業についての新しいデータを掲載し、石綿を含む塵芥、シリカ、有害化学物質への暴露を含む様々な健康上の危険にさらされているこの業種では、毎年、産業全体の全死亡労働災害件数の約17%に当たる少なくとも6万件の死亡事故（10分に約1名が死亡）が発生していることを示しています。報告書はまた、今後15年間に労働市場に新規に参入する若年者（15～24歳）と高齢者（60歳以上）の数が増大するため、この年齢層の労災率が上昇すると予測し、特別の事故疾病予防計画の開発を求めています。

労働者の健康衛生面の改善に向け、ILOとWHOは職業安全衛生の分野で密接な協力関係を保っています。WHOは「全ての人にとっての職業衛生世界戦略」をもとに70の協力センター・ネットワークを通じて予防戦略実施上の支援を各国に提供しています。WHOの職業衛生関連活動の柱は、(1) 各国が監督業務を強化し、職業衛生上の負荷を推計し、基礎的な国家職業衛生プロフィールを開発するよう、職業衛生に関する政策及び活動計画の開発及び実行上の支援を提供すること、(2) 各種リスク要因の情報普及を目指した、WHO職業衛生協力センター・ネットワークを通じた能力構築、(3) 各国が一次予防に焦点を当てて確立すべき職業衛生機関の最低限のパッケージの規定の三つで構成されています。

ILO駐日事務所新聞発表：http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/new/index.htm#21
本稿はこれによりました。
英語原文：http://www.ilo.org/public/english/bureau/inf/pr/2005/21.htm

ノンアスベスト社会の到来へ

―暮らしの中のキラーダストをなくすために―

石綿対策全国連絡会議、中皮腫・じん肺・アスベストセンター　編
かもがわ出版、2004年11月発行、A5版　定価 1,500円

屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン

「個人サンプラー×管理濃度」を採用

わが国は「場の管理」と称する独特の作業環境管理を行ってきた。この「屋外作業環境管理ガイドライン」も、その呪縛のもとで、個人サンプラー（原則8時間）と許容濃度あるいは曝露限界ではなく、個人サンプラー（10分以上）と既存の管理濃度の組み合わせという、独特の考え方を採用している。

基発第0331017号
平成17年3月31日
都道府県労働局長殿
厚生労働省労働基準局長

屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、屋内作業場等について行う作業環境測定及びその結果の評価に基づく作業環境管理については、労働者の健康確保のための手法として定着し、重要な役割を果たしているところである。しかしながら、屋外作業場等については、屋内作業場等と同様に有害物質等へのばく露による健康障害の発生が認められているものの、屋外作業場等に対応した作業環境の測定の結果の評価手法が確立されていないことから、適切な作業環境管理が行われていない現状にある。

このため、労働安全衛生法第6条に基づき、平成15年3月24日に策定された第10次労働災害防止計画においては、屋外作業場における有害な化学物質へのばく露の低減を図ることが重点事項とされており、屋外作業場等の作業環境を的確に把握し、その結果に基づいた作業環境の管理を推進する必要がある。

今般、別添1のとおり「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」を策定したので、関係事業者に対し、本ガイドラインの周知徹底を図るとともに、本ガイドラインによる屋外作業場等における作業環境管理の推進に努められたい。

なお、関係団体に対し、別添2［省略］のとおり要請を行ったので、了知されたい。

別添1

屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン

1　趣　旨

本ガイドラインは、有害な業務を行う屋外作業場等について、必要な作業環境の測定を行い、その結果の評価に基づいて、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講ずることにより、労働者の健康を保持することを目的とする。

なお、本ガイドラインは、有害な業務を行う屋外作業場等について、事業者が構ずべき原則的な措置を示したものであり、事業者は、本ガイドラインを基本としつつ、事業場の実態に即して、有害な業務を行う屋外作業場等における労働者の健康を保持するために適切な措置を積極的に講ずることが望ましい。

2　屋外作業場等における作業環境管理の基本的な考え方

屋外作業場等においては、屋内作業場等と同様に有害物質等へのばく露による健康障害の発生が認められているため、屋外作業場等の作業環境を的確に把握し、その結果に基づいた作業環境の管理が求められているところである。

しかしながら、屋外作業場等については、自然環境の影響を受けやすいため作業環境が時々刻々変化することが多く、また、作業に移動を伴うことや、作業が比較的短時間であることも多いことから、屋内作業場等で行われている定点測定を前提とした作業環境測定を用いることは適切でないとされ、屋外作業場等における作業環境の測定は、一部の試験的な試みのほかは実施されていなかったところである。

厚生労働省では、屋外作業場等の作業環境の測定及びその結果の評価に基づく適正な管理のあり方について調査検討を進めてきたところであるが、今般、「屋外作業場等における測定手法に関する調査研究委員会報告書」［28頁参照］がまとめられ、屋外作業場等については個人サンプラー（個人に装着することができる試料採取機器をいう。以下同じ。）を用いて作業環境の測定を行い、その結果を管理濃度の値を用いて評価する手法が提言されたところである。屋外作業場等における作業環境管理を行うには、この手法が現在では最も適当であることから、今後は、この手法による作業環境管理の推進を図ることとしたものである。

3　作業環境の測定の対象とする屋外作業場等

屋外作業場等とは、労働安全衛生法等において作業環境測定の対象となっている屋内作業場等以外の作業場のことであり、具体的には、屋外作業場（建家の側面の半分以上にわたって壁等の遮へい物が設けられておらず、かつ、ガス・粉じん等が内部に滞留するおそれがない作業場を含む。）のほか、船舶の内部、車両の内部、タンクの内部、ピットの内部、坑の内部、ずい道の内部、暗きょ又はマンホールの内部等とする。

測定は、以下の屋外作業場等であって、当該屋外作業場等における作業又は業務が一定期間以上継続して行われるものについて、行うものとする。なお、「一定期間以上継続して行われる」作業又は業務には、作業又は業務が行われる期間が予定されるもの、1回当たりの作業又は業務が短時間であっても繰り返し行われるもの、同様の作業又は業務が場所を変えて（事業場が異なる場合も含む。）繰り返し行われるものを含むものとする。

(1) 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋外作業場等で、常時特定粉じん作業（粉じん障害予防規則（昭和54年労働省令第18号）第2条第1項第3号の特定粉じん作業をいう。以下同じ。）が行われるもの

(2) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第3第1号又は第2号に掲げる特定化学物質等を製造し、又は取り扱う屋外作業場等（(5)に掲げるものを除く。）

(3) 令別表第4第1号から第8号まで、第10号又は第16号に掲げる鉛業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）を行う屋外作業場等

(4) 令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤業務（有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第1条第1項第6号の有機溶剤業務をいう。）のうち、同規則第3条第1項の場合における同項の業務以外の業務を行う屋外作業場等（(5)に掲げるものを除く。）

(5) 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質を定める件（平成3年労働省告示第57号）に定められた化学物質について、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に基づき、作業環境の測定等を行うこととされている物を製造し、又は取り扱う屋外作業場等

（注）(1)から(4)までは、令第21条第1号、第7号、第8号及び第10号中「屋内作業場」を「屋外作業場等」とし、省令に委任されている内

容を明確化したものである。この場合において、特定粉じん作業の定義の中に「屋内」等の語が含まれるものがあるが、適宜「屋外」等と読み替えるものとする。

ただし、上記(1)の作業又は業務のうち、ずい道等建設工事の粉じんの測定については、平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」第3の4(1)に示されている「粉じん濃度等の測定」による。

4　作業環境の測定の実施

測定は、以下に定めるところにより、屋外作業場等において取り扱う有害物質の濃度が最も高くなる作業時間帯において、高濃度と考えられる作業環境下で作業に従事する労働者に個人サンプラーを装着して行う。測定の実施には、個人サンプラーの取扱い等について専門的な知識・技術を必要とすることから、作業環境測定士等の専門家の協力を得て実施することが望ましい。

(1) 測定頻度

測定は、作業の開始時及び1年以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、原料、作業工程、作業方法又は設備等を変更した場合は、その都度その直後に1回測定すること。

(2) 測定方法

ア　測定点

測定の対象となる物質を取り扱う労働者は、その周辺にいる労働者よりも高濃度の作業環境下で作業に従事していると考えられることから、測定点は、当該物質を取り扱う労働者全員の呼吸域（鼻又は口から30cm以内の襟元、胸元又は帽子の縁をいう。以下同じ。）とし、当該呼吸域に個人サンプラーを装着すること。ただし、作業環境測定士等の専門家の協力を得て実施する場合には、その専門家の判断により測定点の数を減らすことができる。

イ　測定時間

測定点における試料空気の採取時間は、別表第1に掲げる管理濃度又は基準濃度（以下「管理濃度等」という。）の10分の1の濃度を精度良く測定でき、かつ、生産工程、作業方法、当該物質の発散状況等から判断して、気中濃度が最大になる時間帯を含む10分間以上の継続した時間とすること。

ウ　試料採取方法及び分析方法

試料採取方法及び分析方法は、測定の対象となる物質の種類に応じて作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）に定める試料採取方法及び分析方法とすること。ただし、上記3の（5）に係る化学物質の試料採取方法及び分析方法は、別表第2に掲げる物の種類に応じて、同表中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表右欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法とすること。

なお、拡散式捕集方法（パッシブサンプラー）等の他の方法であっても、管理濃度等の10分の1の濃度を精度良く測定できる場合は、当該方法によることができる。

5　作業環境の測定の結果及びその評価並びに必要な措置

(1) 作業環境の測定の結果及びその評価に基づく必要な措置については、衛生委員会等において調査審議するとともに、関係者に周知すること。

(2) 作業環境の測定の結果の評価は、各測定点ごとに、測定値と管理濃度等とを比較して、測定値が管理濃度等を超えるか否かにより行うこと。

評価の結果、測定値が管理濃度等を1以上の測定点で超えた場合には、次の措置を講ずること。

ア　直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の測定値が管理濃度等を超えないようにすること。

イ　測定値が管理濃度等を超えた測定点については、必要な措置が講じられるまでは労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、その他

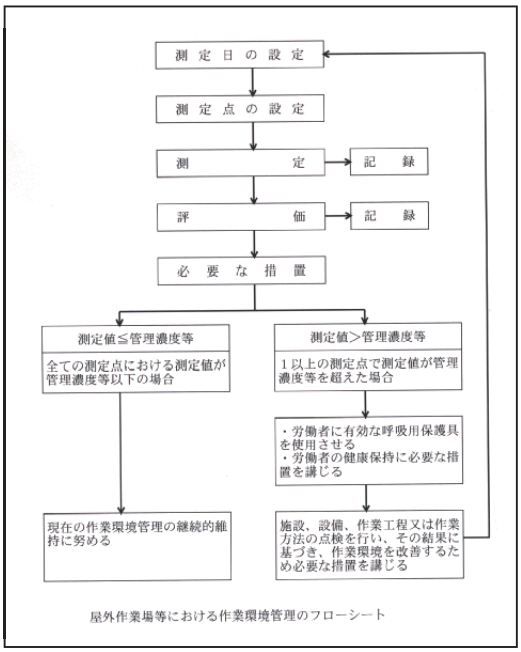

屋外作業場等における作業環境管理のフローシート

労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じること。

ウ　上記アによる措置を講じたときは、その効果を確認するため、上記4によりあらためて測定し、その結果の評価を行うこと。

　また、管理濃度等の設定されていない物質については、作業場の気中濃度を可能な限り低いレベルにとどめる等ばく露を極力減少させることを基本として管理すること。

6　作業環境の測定の結果及びその評価の記録の保存

(1) 測定結果

ア　記録事項

　測定を行ったときは、その都度次の事項を記録すること。

(ア) 測定日時
(イ) 測定方法
(ウ) 測定箇所
(エ) 測定条件
(オ) 測定結果
(カ) 測定を実施した者の氏名
(キ) 測定結果に基づいて労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、その措置の概要

イ　記録の保存

　記録の保存については、次のとおりとする。

(ア) 上記3の(1)に係る測定については7年間。
(イ) 上記3の(2)に係る測定については3年間。

　ただし、令別表第3第1号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第2号4から6まで、8、12、14、15、19、24、26、29、30若しくは32に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等（特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第36条第3項に規定するクロム酸等をいう。以下同じ。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る測定については30年間。

(ウ) 上記3の(3)に係る測定については3年間。
(エ) 上記3の(4)に係る測定については3年間。
(オ) 上記3の(5)に係る測定については30年間。

(2) 測定結果の評価

ア　記録事項

　評価を行ったときは、その都度次の事項を記録すること。

(ア) 評価日時
(イ) 評価箇所
(ウ) 評価結果
(エ) 評価を実施した者の氏名

イ　記録の保存

　記録の保存については、次のとおりとする。

(ア) 上記3の(1)に係る評価については7年間。
(イ) 上記3の(2)に係る評価については3年間。

　ただし、令別表第3第1号6に掲げる物又は同表第2号4から6まで、14、15、19、24、29若しくは30に掲げる物に係る評価並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る評価については30年間。

(ウ) 上記3の(3)に係る評価については3年間。
(エ) 上記3の(4)に係る評価については3年間。

別表第1　測定対象物質と管理濃度等

物の種類	管理濃度等
1　土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん次の式により算定される値	この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 $E=\frac{3.0}{0.59Q+1}$ E　管理濃度（単位 mg/m^3） Q　当該粉じんの遊離けい酸含有率（単位パーセント）
2　アクリルアミド	0.3mg/m^3
3　アクリロニトリル	2ppm
4　アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）	水銀として0.01mg/m^3
5　アルファ-ナフチルアミン及びその塩	−
6　石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。ただし、平成7年4月1日前に製造され又は輸入されたアモサイト及びクロシドライトは含む。）	5μm以上の繊維として0.15本/cm^3
7　エチレンイミン	0.5ppm
8　エチレンオキシド	1ppm
9　塩化ビニル	2ppm
10　塩素	0.5ppm
11　オーラミン	−
12　オルト-トリジン及びその塩	−
13　オルト-フタロジニトリル	−
14　塩素化ビフェニル（別名PCB）	0.1mg/m^3
15　カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.05mg/m^3
16　クロム酸及びその塩	クロムとして0.05mg/m^3
17　クロロメチルメチルエーテル	−
18　五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03mg/m^3
19　コールタール	ベンゼン可溶性成分として0.2mg/m^3
20　三酸化砒素	砒素として0.003mg/m^3
21　ジアニシジン及びその塩	−
22　シアン化カリウム	シアンとして3mg/m^3
23　シアン化水素	3ppm
24　シアン化ナトリウム	シアンとして3mg/m^3
25　ジクロルベンジジン及びその塩	−
26　3,3′-ジクロロ-4,4′-ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m^3
27　臭化メチル	5ppm
28　重クロム酸及びその塩	クロムとして0.05mg/m^3
29　水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）	水銀として0.025mg/m^3
30　トリレンジイソシアネート	0.005ppm
31　ニッケルカルボニル	0.001ppm
32　ニトログリコール	0.05ppm
33　パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	−
34　パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m^3
35　弗化水素	2ppm
36　ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm
37　ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして0.002mg/m^3
38　ベンゾトリクロリド	−
39　ベンゼン	1ppm
40　ペンタクロルフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールとして0.5mg/m^3
41　マゼンタ	−
42　マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）	マンガンとして0.2mg/m^3
43　沃化メチル	2ppm
44　硫化水素	5ppm
45　硫酸ジメチル	0.1ppm
46　鉛及びその化合物	鉛として0.05mg/m^3

47　アセトン	500ppm
48　イソブチルアルコール	50ppm
49　イソプロピルアルコール	200ppm
50　イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	100ppm
51　エチルエーテル	400ppm
52　エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	5ppm
53　エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	5ppm
54　エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	25ppm
55　エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	5ppm
56　オルト-ジクロルベンゼン	25ppm
57　キシレン	50ppm
58　クレゾール	5ppm
59　クロルベンゼン	10ppm
60　クロロホルム	10ppm
61　酢酸イソブチル	150ppm
62　酢酸イソプロピル	100ppm
63　酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）	100ppm
64　酢酸エチル	200ppm
65　酢酸ノルマル-ブチル	150ppm
66　酢酸ノルマル-プロピル	200ppm
67　酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）	100ppm
68　酢酸メチル	200ppm
69　四塩化炭素	5ppm
70　シクロヘキサノール	25ppm
71　シクロヘキサノン	25ppm
72　1,4-ジオキサン	10ppm
73　1,2-ジクロルエタン（別名二塩化エチレン）	10ppm
74　1,2-ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）	150ppm
75　ジクロルメタン（別名二塩化メチレン）	50ppm
76　N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm
77　スチレン	20ppm
78　1,1,2,2-テトラクロルエタン（別名四塩化アセチレン）	1ppm
79　テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）	50ppm
80　テトラヒドロフラン	200ppm
81　1,1,1-トリクロルエタン	200ppm
82　トリクロルエチレン	25ppm
83　トルエン	50ppm
84　二硫化炭素	10ppm
85　ノルマルヘキサン	40ppm
86　1-ブタノール	25ppm
87　2-ブタノール	100ppm
88　メタノール	200ppm
89　メチルイソブチルケトン	50ppm
90　メチルエチルケトン	200ppm
91　メチルシクロヘキサノール	50ppm
92　メチルシクロヘキサノン	50ppm
93　メチル-ノルマル-ブチルケトン	5ppm
94　アントラセン	−
95　酢酸ビニル	10ppm
96　パラ-ジクロルベンゼン	10ppm
97　ビフェニル	0.2ppm

備考　この表の右欄の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。

（注）表に掲げる管理濃度等とは、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）の別表に掲げる管理濃度及び労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に基づき作業環境の測定の結果を評価するために使用する基準濃度をいう。

別表第2　労働者の健康障害を防止するために厚生労働大臣が指針を公表した化学物質に係る試料採取方法及び分析方法

物の種類	試料採取方法	分析方法
1　アントラセン	フィルター及び捕集管を組み合わせたろ過捕集方法及び固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法
2　クロロホルム	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1　液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 2　固体捕集方法又は直接捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法
3　酢酸ビニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
4　四塩化炭素	液体捕集方法又は固体捕集方法	1　液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 2　固体捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法
5　1,4-ジオキサン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
6　1,2-ジクロルエタン（別名二塩化エチレン）	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1　液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 2　固体捕集方法又は直接捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法
7　ジクロロメタン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
8　テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
9　1,1,1-トリクロルエタン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1　液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 2　固体捕集方法及び直接捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法
10 パラ-ジクロルベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
11 ビフェニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

屋外作業等における測定手法に関する報告書調査研究報告書

平成16年8月

1　測定の意義

作業環境の測定は、それ自体が目的ではなく、労働者の働いている環境の状況を的確に把握し、その結果に基づいて設備改善や呼吸用保護具の使用等の措置を講じるために行うものであり、その結果は、作業環境の実態を的確に表している必要がある。

【解説】

○　化学工場、砕石場等の屋外作業場等においても有害物質へのばく露による疾病の発生が認められ、適切な作業環境の管理が行われなければ、今後とも疾病の発生が懸念されている。このため、屋外作業場等の作業環境を的確に把握し、その結果に基づいた作業環境の管理が求められている。

○　屋内作業場においては、作業場所や設備が固定されており、作業内容も定型であるなど作業環境が比較的定常的であり、自然環境の影響を受けにくく安定していることから、有害物質濃度の時間的・空間的変動が比較的小さく、当該作業場の有害物質濃度は比較的分布が一様となることから、当該測定の結果を適切に評価し、当該評価に基づいて作業環境改善等の曝露防止対策を講じることができる。

○　一方、屋外作業においては、屋内作業場と異なり、作業環境が時々刻々変化したり、自然環境の影響を受けやすいため、屋内作業場で行われている定点測定を前提とした作業環境測定を実施しても、その結果が大きく変化することが避けられないため、当該測定の結果を適切に評価し、当該評価に基づいて作業環境改善等の曝露防止対策を講じることが困難であることから、屋内作業場と同様の作業環境測定及び評価の手法を適用することが適切でない。

○　例えば、化学工場、砕石場等に代表される屋外作業等では、気象条件により測定データが影

響を受けやすく、現行の作業環境測定のような定点での測定は困難である。

○　また、建設現場では、短時間で別の作業場に移動したり、同一現場であっても作業場が順次移動する等、従来の測定方法による測定が困難である。

○　そのため、これらの屋外作業場等における有効な新たな測定方法を示すことにより、これらの作業場作業環境の状況を的確に把握し、測定結果が高い場合にはその原因を究明し装置設備改善、作業方法・作業工程の改善等を実施するとともに、呼吸用保護具の使用による曝露低減化の措置を講ずる必要がある。

○　屋外作業場の場合、①作業環境測定等の定点測定を適用できないことから、個人サンプラーを使用すること、②個人曝露濃度測定は通常原則8時間の測定を要するが、短時間作業等の8時間の測定ができない場合の測定時間及び評価方法が必ずしも確立していないことから、個人曝露濃度測定ではなく作業環境の測定が適切であること、これらの2点から、個人サンプラーを用いた作業環境の測定が適切である。

【背景】

○　「屋外作業等におけるばく露低減化のための推進事業」報告書（平成11年度）

2　現行の法規制

一定の有害性のある物質を取り扱う等の作業を行う屋内作業場について、原則として、作業環境測定を定期に行わなければならない。具体的手法は、作業環境測定基準及び作業環境評価基準に定められている。

【解説】

○　現行の法規制について、具体的には以下のとおり。

a.　粉じんについては、常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場を対象としており、粉じん作業以外、特定粉じん作業以外の粉じん作業が行われる屋内作業場、屋外・坑内作業所は対象外である。

b.　気温、湿度及び輻射熱については、暑熱、寒冷文は多湿の屋内作業場（安衛則第587条に掲げるもの）を対象としており、安衛則第587条に掲げるもの以外の屋内作業場、屋外・坑内作業場は対象外である。

c.　騒音については、著しい騒音を発する屋内作業場（安衛則第588条に掲げるもの）を対象としており、安衛則第588条に掲げるもの以外の屋内作業場、屋外・坑内作業場は対象外である。

d.　坑内の炭酸ガス、気温及び通気量（通気設備がある場合）については、坑内の特殊性に鑑み測定が義務付けられており、測定対象を拡大する必要はない。

e.　事務所については、事務所の（中央管理方式の空調設備を設けた場合の）特殊性に鑑み測定が義務付けられており、測定対象を拡大する必要はない。

f.　線量当量率等については、放射線業務を行う管理区域を対象としており、屋内外等の区別はないが、放射線業務以外は対象外である。

放射性物質の濃度については、放射性物質取扱作業室及び坑内における核原料物質の掘削の業務を対象としている。①非密封の放射性物質を取り扱う場合には放射性物質取扱作業室で行わなければならないが、密封されている放射性物質については、放射性物質の濃度を測定する必要はなく、管理区域が存在する該当する場合には、線量当量率等を測定すれば足りること、②核原料物質の掘削については、当該作業の特殊性に鑑みて測定を義務づけていることから、測定対象を拡大する必要はない。

g.　特化物については、第1類及び第2類物質について、屋内作業場及びコークス製造作業を行う作業場を対象としており、屋外・坑内作業場（コークス製造作業を行う作業場を除く）は対象外である。

h.　鉛については、鉛業務（一部の鉛業務を除く）を行う屋内作業場を対象としており、屋外・坑内作業場、一部の鉛業務は対象外である。

i.　酸欠及び硫化水素については、酸素欠乏危険場所を対象としており、酸素欠乏危険場所以外は対象外である。

j.　有機溶剤については、第1種及び第2種有機溶剤について、有機溶剤業務を行う屋内作業場を対象としており、有機溶剤業務以外、屋外・坑内作業場は対象外である。

○　作業環境測定は定点測定であるが、屋外・坑内作業場では、環境が時々刻々変化し、適切な測定時刻・測定点を選定できないこと、適切な評価が不可能であることから、作業環境測定を義務づけられていない。

○　作業環境測定の結果が第3管理区分になると、呼吸用保護具の使用が義務付けられていない作業であっても、呼吸用保護具の使用等が義務付けられる。

○　屋外・坑内作業については、作業環境測定の義務付けはなく、測定結果に基づく措置もないが、作業環境の良否に関わらず呼吸用保護具の使用等の措置が予め義務付けられている作業もある。

3　測定対象物質等

現行法規制において、屋内作業場に係る作業環境測定については、一定の有害性のある物質等を対象としていることから、屋外作業場等における測定対象物質等についても、屋内作業場における測定対象物質等と同一のものとする。

4　測定対象作業場

作業環境測定が義務付けられていない屋外作業場とし、臨時作業、非定常作業、短時間作業を含むものとする。また、船舶、車両、タンク、ピット等の内部は、屋外作業場と同様に考え、測定対象作業場とする。

なお、ガイドライン等により別途測定方法が示されているものについては対象外とする。

【解説】

○　臨時作業、非定常作業、短時間作業については、現行の通達において以下のとおりである。

a.　屋外作業場

・「屋内作業場」には、建家の側面の半分以上にわたって壁等の遮蔽物が設けられておらず、ガス・粉じん等が内部に滞留するおそれがない作業場は含まない。（S46.5.24基発399号（特化則全体の解釈例親）、S54.7.26基発382号（粉じん則第5条解釈例親）

b.　臨時作業

・通常行っている本来の業務のほかに、一時的必要に応じて本来の業務以外の業務を行うこと。（S42.3.31基発442号（鉛則第3条解釈例親）、S46.5.24基発399号（特化則第5条解釈例親）、S53.12.25基発707号（有機則第8条解釈例親））

・一期間をもって終了し、繰り返されない作業。概ね3ヶ月未満。（S54.7.26基発382号（粉じん則第7条解釈例規）

・臨時に行われる作業については作業環境測定の実施を要しない。ただし、作業期間が継続して省令に定める測定間隔を上回る場合には必要。（S52.3.24基発163号（有機則第28条解釈例親））

c.　非定常作業

・日常的に反復・継続して行われることが少ない作業（H8.6.10基発364号「化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドラインの策定について」、H9.3.21基発190号「鉄鋼生産設備の非定常作業における労働安全衛生対策のためのガイドラインの策定について」、H9.12.22基発765号「自動生産システムの非定常作業における安全対策のためのガイドラインの策定について」）

d.　短時間作業

・概ね3時間以下の作業。（S53.12.25基発707号（有機則第9条解釈例親））

【背景】

船舶、車両、タンク、ピット等の内部を屋外作業場と同様に測定対象作業場とした背景は、以下のとおりである。

○　有機則第1条（定義）第2項において船舶、車両、タンク、ピット等の内部を屋外作業扱いにしている理由

①　有機則は昭和35年に制定されたが、当時は、現在のような第1条第2項の定義はない。しかし、当時から、タンク、船倉、坑を屋内作業場とは別

の扱いにしている。

② その理由は、タンク、船倉、坑等の内部での作業は、一般的に臨時的な作業であることから、測定結果が改善に結びつきにくく、定常的な作業を行う屋内作業と別の取り扱いを行ってきた。また、定常的な測定を前提とする作業環境測定には馴染まないという考えである。

加えて言えば、タンク等内部における作業では、一般的に濃度が高いことから、規則ではマスクの使用を規定している。

○ ベンゼン輸送船の環境ガス濃度測定―積荷時のガス濃度― 第38回日本働衛生工学科(ママ)抄録

○ ベンゼン輸送船船乗員(ママ)のガス暴露について 第39回日本働衛生工学科(ママ) 抄録

○ 化学物質輸送船船乗員(ママ)のガス暴露について 第40回日本働衛生工学科(ママ) 抄録

○ 災害科学委託研究報告の中で鉱石専用船の船倉内において土石・岩石・鉱物をかき落とし、かき集める作業の粉じんの定点測定、個人ばく露濃度測定を実施した。(「昭和52年度災害科学委託研究」報告書)

○ 粉じん作業に関する総合調査研究の中で車輌の気吹き作業の粉じんの定点測定、個人ばく露濃度測定を実施した。(昭和53年度労働衛生に関する研究」報告書)

イ 測定対象作業場

(イ) 粉じん

① 特定粉じん作業が行われる屋外作業場を対象とする。

② ずい道等坑内作業場については、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に示されている換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度等の測定の方が、労働衛生管理に有効であるため対象外とする。

【解説】

○ ②ずい道坑内作業場について、ずい道等建設工事における作業環境中の粉じん濃度を低減させる基本的な対策は、湿式化等の発生源対策と有効な換気設備の設置であるが、個人サンプラーを使用した濃度測定は、特定個人のばく露量を測定しており、作業環境改善に結び付きにくいという課題が残る。

他方、平成12年の「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)による粉じん濃度測定の特徴は、次のとおりである。

・ 測定箇所は、原則として切り羽から坑口に向かって50メートル程度離れた位置における断面であること。

・ 測定の頻度は、工事の進捗、設備の設置位置の変更等を考慮して、半月以内ごとに1回、定期に実施すること。また、換気装置を初めて使用する場合、又は、施設、設備、作業工程若しくは作業方法について大幅に変更を行った場合にも、測定を行う必要があること。

・ 測定方法は、ずい道建設工事が作業の性質上、日々刻々と異なった粉じん作業が行われ、作業現場の状況も日々刻々と、また場所により変化することから、測定結果がすぐに求められ、また、測定結果に基づく対策を速やかに実施することが重要であることを考慮した測定方法を用いていること。

ガイドラインに示す粉じん濃度測定は、発散源対策と換気対策が適切に実施されているかその効果を確認するための測定であり、測定結果に基づき換気装置の風量の増加、作業工程又は作業方法の改善、機械設備の必要な補修、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等作業環境を改善するための必要を措置を講ずることが可能になる。

以上のことにより、個人サンプラーを使用した粉じん濃度測定より、ガイドラインの示されている換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度等の測定の方が、労働衛生管理に有効であると言える。

【背景】

① 特定粉じん作業が行われる屋外作業場について

○ 個人用ばく露濃度測定に係わる調査研究で

作業自体が「定常作業」であるのか「臨時作業」であるのか、作業者にとっては、「常時作業」であるのか「臨時作業」であるのか区別して粉じん、溶接ヒューム個人ばく露濃度測定を実施した。(「平成10年度個人用ばく露濃度測定に係わる調査研究」報告書:p40からp51)

○　個人用ばく露濃度測定に係わる調査研究で建築現場の粉じんの個人ばく露濃度測定を実施した。(「平成10年度個人用ばく露濃度測定に係わる調査研究」報告書:p58からp62)

○　個人用ばく露濃度測定に係わる調査研究で採石場作業者の個人ばく露濃度測定を実施した。(「平成10年度個人用ばく露濃度測定に係わる調査研究」報告書:p72からp78)

○　廃棄物処理業等における有害物の発生状況の調査で、収集運搬業、中間処理業で行われている粉じんの定点測定および個人ばく露濃度測定を実施した。(「12年度廃棄物処理業等における有害物の発生状況の調査」に関する報告書:p58～p60、p71～p76)

○　粉じん作業の作業形態区分―平成2年7月17日基発第461号通達

②　ずい道等坑内作業場について

○　ガイドラインで示される以前は、建設業労働災害防止協会の「地下工事における粉じん測定指針」(1986年11月)により切羽の前面6箇所の定点測定が実施されていた。

○　NATM等の新技術に対応したじん肺防止対策に関する調査研究委員会によって地下工事の指針の具体的な測定方法の見直しのため、ばく露濃度測定、定点測定等の調査が行われた。(「NATM等の新技術に対応したじん肺防止対策に関する調査研究」報告書(平成10年3月 p9～p42、p72～74))

○　切羽からの粉じんの濃度減衰を調べるための連続測定のための測定が行われた。(「ずい道工事における効果的な換気技術に関する」中間報告書(平成11年3月　p3～p17))

○　切羽で発生した粉じんの換気状況を的確に把握する方法として、切羽から坑口方向に50m下がった地点で粉じん濃度等を計測することとし、天秤の秤量、併行測定、遊離けい酸含有率の測定などの専門的な技術を要する方法ではなく、当該作業者で測定可能な方法を導入する必要がある。(「ずい道工事における換気技術委員会」報告書　平成12年3月　p29～p69)

○　ずい道等建設工事現場における粉じん対策に関するガイドラインの策定(平成12年12月26日基発第768号)

(ロ) 暑熱等

「熱中症の予防について」の通達が出されているため対象外とする。

【背景】

○　熱中症の予防について(平成8年5月21日基発329号)

(ハ) 騒音

ガイドラインにより示されているため対象外とする。

【背景】

○　騒音障害防止のためのガイドラインに示されている。(平成4年10月1日基発546号)

○　廃棄物処理業等における有害物の発生状況の調査で、収集運搬業、中間処理業、最終処分場で行われている騒音の定点測定および個人ばく露濃度測定を実施した。(「平成12年度廃棄物処理業等における有害物の発生状況の調査に関する報告書」p48～p49、p56～p67、p68～p70、p89～p96)

(ニ) 放射線

現行法令において、屋内外に関わらず、測定対象となっているため対象外とする。

(ホ) 特化物

第1類及び第2類物質について製造し又は取り扱う屋外作業場

【背景】

○　屋外作業における環境測定等の検討に係わる調査で化学プラント工場におけるアクリロニトリル、ベンゼン、塩化ビニルモノマーの個人ばく露濃度を実施した。(「平成8年度屋外作業におけ

る環境測定等の検討に係わる調査研究」報告書で一部実施　p15～p18）

○　屋外作業における環境測定等の検討に係わる調査研究で、アスベスト製品製造工場周辺影響の石綿測定を実施した。（「平成8年度屋外作業における環境測定等の検討に係わる調査研究」報告書　p106～p128

○　屋外作業における環境測定等の検討に係わる調査研究で、蛇紋岩採石場の作業者に関する石綿ばく露測定を実施した。（「平成8年度屋外作業における環境測定等の検討に係わる調査研究」報告書　p93～p100）

○　個人用ばく露濃度測定に係わる調査の中で、作業自体が「定常作業」であるのか「臨時作業」であるのか、作業者にとっては、「常時作業」であるのか「臨時作業」であるのか区別して石綿、ベンゼン、アクリロニトリル、塩化ビニルの個人ばく露測定を実施した。（「平成10年度個人用ばく露濃度測定に係わる調査研究」報告書p51からp52、p53～p55）

○　廃棄物処理業等における有害物の発生状況の調査で、収集運搬業、中間処理業、最終処分場で行われているベンゼン、フッ化水素、塩素、シアン化水素等の定点測定および個人ばく露濃度測定を実施した。（「平成12年度廃棄物処理業等における有害物の発生状況の調査」に関する報告書」p61～p63、p77～p8O）

○　石綿含有建材の解体・改修作業における作業者の石綿個人ばく露濃度測定を実施した。（「平成14年度石綿飛散調査」報告書（国土交通省））

（へ）鉛

鉛業務（一部の鉛業務を除く）を行う屋外作業場

【背景】

○　該当作業として半田付け作業が考えられる。

○　個人用ばく露濃度測定に係わる調査研究で、硝酸鉛溶液の作成作業の個人ばく露濃度測定を実施した。（「平成10年度個人用ばく露濃度測定に係わる調査研究」報告書　p63～p65）

○　廃棄物処理業等における有害物の発生状況の調査で、中間処理業、最終処分場で行われている鉛の定点測定および個人ばく露濃度測定を実施した。（「平成12年度廃棄物処理業等における有害物の発生状況の調査」に関する報告書　p64～p65、p81～p82）

(ト) 酸欠及び硫化水素

現行法令において、屋内外に関わらず、測定対象となっているため対象外とする。

【背景】

○　中央労働災害防止協会の「コンクリート用化学混和剤タンク内作業における酸素欠乏に係わる調査研究委員会」報告書（平成13年3月）

○　硬質ウレタンホーム吹付け断熱工事における酸素欠乏に係わる調査研究委員会」報告書（平成13年8月）

（チ）有機溶剤

第1種及び第2種有機溶剤について有機溶剤業務を行う屋外作業場

【背景】

○　建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について　平成9年3月25日基発197号

なお、当ガイドラインの有機溶剤等の濃度測定は警報装置の使用等による継続的な濃度監視であり、建設業における地下室、浴室等の狭あいな場所に限定している。

○　建設中のビルは、個人用ばく露濃度測定に係わる調査研究では、屋外作業に含めるという取扱いをしていた。（「平成10年度「個人用ばく露濃度測定に係わる調査研究」報告書　p4～6）

○　平成14年度屋外作業等における測定方法に関する調査研究の中で、測定対象作業場の考え方に「屋外作業場とは、建屋の2面以上が開放されている作業場とし、屋外作業場には、ビル等の建設・改修・解体現場、造船等の構築物、製品プラント、採石（砕石）現場等が含まれるる。」としている。

○　屋外作業における環境測定等の検討に係わる調査で化学プラント工場における1.2-ジクロロ

エタン個人ばく露濃度を実施した。(「平成8年度屋外作業における環境測定等の検討に係わる調査研究」報告書　p15～p18)

○　屋外作業における環境測定等の検討に係わる調査研の中で、ガソリンスタンド作業場のトルエン、キシレン、ノルマルヘキサンの個人ばく露測定を実施した。(「平成8年度屋外作業における環境測定等の検討に係わる調査研究」報告書　p101～p106)

○　廃廃物処理業等における有害物の発生状況の調査で、収集運搬業、中間処理業で行われている混合有機溶剤の定点測定および個人ばく露濃度測定を実施した。(「平成12年度廃棄物処理業等における有害物の発生状況の調査」に関する報告書　p68～p67、p83～p88)

○　FRP作業場の労働衛生管理の実態　第17回作業環境測定研究発表会　抄録

○　FRP船製造業の労働衛生管理の実態　第21回作業環境測定研究発表会　抄録

○　FRP船製造場の改善事例と問題点について　第21回作業環境測定研究発表会　抄録

5　測定の位置付け

屋外作業場の場合、①作業環境測定等の定点測定を適用できないことから、個人サンプラーを使用すること、②個人曝露濃度測定は通常原則8時間の測定を要するが、短時間作業等の8時間の測定ができない場合の測定時間及び評価方法が必ずしも確立していないことから、個人曝露濃度測定ではなく作業環境の測定が適切であること、これら2点から、個人サンプラーを用いた作業環境の測定が適切である。

また、仮に屋外作業場において個人曝露濃度測定を行うこととした場合、屋外作業場では許容濃度を用いて個人曝露を評価するのに対し、屋内作業場では法令に基づき管理濃度を用いて作業環境を評価することとなり、2種類の評価指標（許容濃度と管理濃度）が混在することによる混乱が生じる可能性があることからも、個人サンプラーを用いた作業環境の測定が適切である。

以上の2点から、作業環境の測定であることから、評価指標としては管理濃度を用いることが適当である。

【解説】

○　安衛法65条の測定ができない工事現場のような作業場においては、作業管理として個人サンプラーを用いた測定を行う。

○　化学物質については、92物質については、全て個人サンプラーの使用が可能である。

6　測定方法

(1) 被測定者

当該作業の同一測定対象物質を取り扱う作業者全員を対象とする。ただし、作業環境測定士が判断することにより人数を軽減することができる。

【解説】

○　対象作業物質を直接取り扱う者は全員を被測定者とする。(周辺作業者は、対象外とする。)

【背景】

○　NIOSHの勧告する従業員ばく露測定計画では、高いばく露をうける方から10%のグループの中の一人が測定対象者に含まれる確立(ママ)が90%となるのに必要なランダム数が次の通り提案されている。

※省略：8～50人に対応する必要サンプル数n 7～18（7人未満は全員）（OCCUPATIONAL EXPOSURE SAMPLING STRATEGY MANUALの和訳　p50）

○　平成10年度個人用ばく露濃度の測定に係わる調査研究報告書、平成15年度の調査研究では、対象は、作業者全員としている。最小人数は、5名

○　平成11年度屋外作業等における有害物質等へのばく露低減化事業では、

①　作業場ごとに同一作業者グループとし、ばく露が最も高くなるおそれのある労働者を選定する。

②　被測定者は、1作業者グループ内において5名以上とする。

③　5名未満の場合は、1名の労働者について測定値が5以上になるように試料採取用ろ紙等を取り替えて繰り返し測定する。

としている。

(2) 測定の頻度

イ　作業開始直後、定常状態で1回測定し、その後は、1年に1回測定とする。

ロ　原料の変更、作業工程、作業方法文は設備等を変更した場合は、その直後に1回測定し、その後は、1年に1回の測定とする。

(3) 測定位置

被測定者の呼吸域とする。

【解説】

○　被測定者の呼吸域における有害物等の濃度を把握することとし、サンプリング位置は被測定者の呼吸域とする。呼吸域は、被測定者とともに移動するので、サンプラーは被測定著に直接付けるか、被測定者と一緒に移動できるようにする必要がある。

○　呼吸域は鼻又は口から30cm以内の空間とし、襟元、胸元、帽子の縁とする。

(4) 測定時間

管理濃度の1/10が精度良く率測定でき、かつ、継続した10分間以上で作業の状況を反映できる時間とする。

【背景】

○　平成11年度屋外作業等における有害物質等へのばく露低減化のための事業で実施した講習会テキストにおいて、

・ 被測定者が通常の作業を行っている時間内に測定すること

・ 通常の作業時間帯に継続した測定が不可能な場合には、一定時間毎に分けて測定する。

・ 測定の実施日は、1日とし、1サンプルの測定時間は、継続した10分以上とする。

と提言している。

(5) 試料採取方法及び分析方法

作業環境測定基準に定める試料採取方法及び分析方法に準じることとするが、管理濃度の1/10が精度良く測定できる場合はパッシブサンプラーを用いる等別の方法によってもよい。

【解説】

○　パッシブサンプラーを使用する場合はサンプリング・分析方法は、販売しているメーカーの指定した方法に従って行う。

7 評　価

評価は、被測定者ごとに実施する。

評価の指標は、管理濃度とし、評価区分を以下のとおりとする。

評価区分

区分1　測定結果＜E

区分2　測定結果≧E

【解説】

○　当該測定における評価の指標としては、個人曝露濃度測定ではないことから、許容濃度を使用せず、個人サンプラーを用いた作業環境の測定であることから、管理濃度を使用する。

○　評価指標としては管理濃度を用いるが、屋外作業場においては個人サンプラーを用いた作業環境の測定としており、屋内作業場の定常的な環境を前提とする作業環境評価基準は適用できない。

○　複数の有害物質が混在する場合には、混合物に対する許容濃度の考え方を適用する。

【背景】

○　平成15年度委託調査研究では、測定者ごとに比較する。

○　平成15年度委託調査研究では、事後措置から考えると第2管理区分とした場合の対策を明確にすることができない。

○　「平成10年度個人用ばく露濃度測定に係わる調査研究報告書」p81～88

作業開始から終了までの場合は、そのまま蜜の値を求めるが、全時間分割サンプリングを実施した場合は、時間加重平均として求める。

評価区分

区分1　許容濃度の1/2＞個人ばく露濃度測定結果

区分2　許容濃度の1/2≦個人ばく露濃度の測定結果≦許容濃度

区分3　許容濃度＜個人はく露濃度の測定

結果

○　「平成11年度屋外作業等におけるばく露低減化のための推進事業」報告書

作業場ごとに同一又は類似した作業を同じ場所で行っている作業者グループとし、ばく露が最も高くなるおそれのある労働者を選定する。評価指標は、管理濃度とする。

評価区分：作業環境評価基準に準じて行う

第1管理区分　$E_{A1}<E$

第2管理区分　$E_{A1}\geqq E\geqq E_{A2}$

第3管理区分　$E_{A2}>E$

8　事後措置

測定値が管理濃度を超える場合にはその原因を究明し、装置設備改善、作業方法・作業工程の改善、呼吸用保護長の使用等、曝露低減化の措置を講ずる。また、測定結果については、関係労働者に周知する。

【解説】

○　設備改善、作業方法・作業工程の改善を実施した場合は、改善効果の確認のために測定を実施する。

○　呼吸用保護具の使用が義務付けられていない作業についても呼吸用保護を使用する。

○　有害物質濃度に応じて使用する呼吸用保護具の種類（半面形か生面型か、ろ過式か自給式か）等を講ずることが考えられる。

○　具体的には、作業時間の短縮も事後措置として考慮する。

【背景】

○　廃棄物処理等における安全衛生対策の中で、収集運搬業、積替え保管施設、中間処理業、最終処分業における安室衛生対策が示されている。（「廃棄物処理」p15～p46）

9　測定記録の保存

法定の記録項目に準じた項目について、法定の保存期間に準じて保存する。

【解説】

○　測定及びその評価を行ったときは、その都度次の事項を記録し、作業環境測定結果に準じて保存すること。

(1) 測定日時
(2) 測定方法
(3) 測定箇所
(4) 測定蕪件
(5) 制定結果
(6) 測定を実施した者の氏名
(7) 評価日時
(8) 評価箇所
(9) 評価結果
(10) 評価を実施した者の氏名
(11) 測定結果に基づいて労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、その措置の概要

○　測定結果報告書の保存年数は、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質等障害予防規則では、3年（特別管理物質は30年）であり、粉じん障害予防規則では、7年である。

【背景】

○　屋外作業等における有害物質等へのばく露低減化事業の中で「法定の記録項目に準じた項目について、法定の保存期間に準じて保存する」としている。（「平成11年度屋外作業等における有害物質等へのばく露低減化事業」報告書　p14）

10 測定実施者

作業環境測定士等の専門家の協力を得て実施することが望ましい。

【解説】

○　専門的な知識、技術が必要なため、作業環境測定士等の専門家の協力を得て実施することが望ましい。

【背景】

○　屋外作業等における有害物質へのばく露低減化事業で「作業環境測定士が行うことが望ましい」としている。（「平成11年度屋外作業等における有害物質等へのばく露低減化事業」報告書　p14）

○　平成15年度委員会：作業環境測定士とする。（作業環境測定法　第2条第5号及び第6号による）

連載第38回

語りつぎたいこと
―日本・アジアの片隅から―

戒厳令下の韓国が初仕事

塩沢美代子

“ひとりで旅行できれば十分”

この上なく充実して楽しかった香港暮しは、3か月で終った。ビザの切れる日の朝、帰国の途についた機内で、私はなんと幸せな人間なのだろうと思った。宿泊費の高い香港での滞在3か月、英語の個人教授・学校の授業料など、いくらかかったのかも知らないが、高額な費用だろう。それにもまして、あらゆる面で目いっぱい協力して下さったCICで貴重な友人もえた。

ところでこの恩に報いるには、これからアジアで求められている仕事を、きちんとするしかない。英語は3か月前にくらべれば、格段の進歩だが、果して仕事ができるのかどうかは、自信がなかった。

帰国してオウさんに、楽しかった香港滞在の感謝とともに、英語で仕事をする不安を伝えると、いかにも彼らしい言葉が返ってきた。

“もうひとりで旅行ができるでしょう。それでいいんです。後は各国の労働現場で、仕事のなかでどんどん言葉も覚えられるのですよ”ということだった。

帰国後すぐに、出発前から頼まれていた、食品労連の集会での講師をした。そのさい愕然としたのは、日本語を忘れていることだった。それも私の仕事上のキーワードである、賃金とか交替勤務とかだった。とくに賃金がどうしても出てこなくて、なぜかあまり使いたくない“給料”を思い出した。もっと適切な言葉があったはずだと、焦りに焦ったことを鮮明に覚えているが、講演中に思い出したかどうかは忘れてしまった。香港でもっとも頻度多く使った言葉が、脳に英語で刻みこまれてしまったのだろう。

留守中の郵便物で返事の必要なものは、本人が不在であることを連絡するように、友人に頼んでいったが、3か月分の郵便物に目を通す

だけでもひと仕事だった。

留守中の後始末を終えると、各国を訪ねることになり、最初が韓国だった。

1973年のピープルズ・フォーラムの帰途に、たった2日だけ韓国に行ったのだが、そのときは全く予備知識なしの訪問だった。

帰国直後に、お会いしたばかりのパク・ヒョンギウ牧師の逮捕の知らせを受け、つづいて金大中氏の東京での拉致という怪事件が起って、ただならぬ韓国事情を知った。

韓国の政情

そこで戦後の韓国の政情をごくごく大まかに見てみよう。

1945年に日本の敗戦により、36年に及ぶ日本の植民地支配から解放された朝鮮半島は、日本の領土だった故に、38度線で分断され、南はアメリカ、北はソ連の軍事的政治的支配下におかれた。50年には米ソの代理戦争である、凄惨な朝鮮戦争の現場となった。

1960年に日本で、安保改定阻止の闘いが始まった頃、長らく韓国の大統領だった李承晩大統領の4選目の選挙における不正を糾弾する学生運動・市民運動が盛り上がり、同年4月、辞任に追い込んだ。この新聞記事に、デモ行進をする学生たちの写真もあって、“韓国でも民主化のために闘っているんだ”と共感をもった記憶がある。

そして8月には、伊譜善大統領、張勉首相が選出された。日本では史上はじめて、幅広く盛り上がった安保闘争が、目的を果たせずに終ったのと対照的だった。

ところが、わずか9か月後の1961年5月に朴正熙による軍事クーデターが起り、全政党・社会団体が解体され、軍事独裁政権による支配が始まった。6月には韓国中央情報部（KCIA）が発足し、日本の治安維持法時代の特高と同じ役割を担った。

朴政権は政府の御用労働組合として、労総を結成し、それ以外の労働運動をすべて禁止した。翌62年には政治活動浄化法を公布し、政党・社会団体の活動家4,374人の、活動を禁止した。伊譜善大統領はこれに反対して辞任し、朴正熙は大統領代行になった。それ以来、各地の市民や学生の軍政延長に反対する運動を押さえこみ、63年には選挙により大統領の座におさまった。その後も屈辱外交とみられた、日韓条約反対などの反政府の活動は、きびしい弾圧下でもつづいた。

70年には政治を風刺した詩人、金芝河と掲載紙の編集者が逮捕された。71年の大統領選で、対立候補の新民党の金大中に辛勝したが、国会議員選挙では新民党が議席を大幅にふやした。

朴大統領は、とくに学生運動の弾圧を強化してきたが、翌72年10月に、韓国全土に非常戒厳令をしき、国会を解散し、維新体制と称して、究極の独裁体制をしいた。その結果、戦後の日本人には想像もできないほどの、恐怖政治が始まったのである。

この状況は、日本では岩波書店の月刊誌“世界”に75年3月から、“TK生の手紙”という匿名の連載で伝えられていた。しかし読者があまり多くはないから、一般的には殆ど知られていなかった。金大中拉致事件では、警察の捜査により、事件現場から在日韓国大使館員の指紋が検出されたと、新聞で読んだ覚えがあるが、そこで捜査はストップした。

観光客になりすます

ここで1976年に話を戻そう。状況はますます厳しくなり、在日韓国・朝鮮人の多い日本国内にも3千人のKCIAがいるといわれていた。オウさんのオフィスの電話は盗聴されているという前提で、仕事が行われていた。つまり重要な電話は公衆電話をつかっていた。この年から、日本

キリスト教協議会（NCC）に、韓国の民主化闘争に連帯し支援しようという、“韓国問題キリスト教緊急会議”が発足していたが、その関係者はビザがもらえず、韓国に入国できなかった。オウさんも韓国に行けば捕まってしまうので、祖国を訪ねることもできなくなっていた。

そこで私も訪韓の目的を官憲に気づかれないように、万全の対策をした。

日頃はラフな服装をしている私だが、いかにも観光客とみられるようにと、香港で安く買ったワンピースに、ネックレスとイヤリングのセットで千円のアクセサリをつけ、真夏だったので、つばのある帽子で、ショートヘアーも目立たないようにした。

訪ねる人々は、みな官憲ににらまれているので、オフィスの電話番号などは、小さな紙きれに書いて、板チョコと包んでいる銀紙の間などに隠した。本は観光案内書だけにし、隅谷三喜男著の“韓国の経済”という岩波新書は出発前に急いで読んで、置いていった。手帳もオウさんとの関わりがわかるといけないと思って置いていった。

出発時に手伝ってくれた友人が、女は化粧用品を持っているものなのに、ないのは不自然だといって、自分の持ち合わせていた化粧品袋を、私のハンドバックに入れた。

観光ビザを旅行社にとってもらい、往路の機内では、観光案内を読みふけり、入国審査のさい、どこで行くつもりかときかれたら、観光案内を見せながらすらすら言えるようにし、泊るのも実際はYMCAなのだが、三ツ星ホテルのひとつにした。

無知による“どっきり体験”

到着してみると、入国審査は簡単に通れたが、荷物検査はきびしく、石鹸箱のふたまであけられた。テープレコーダーは取り上げられ、帰国のさい返すといって預り証をくれた。

そのときは目的を悟られたのかと不安だったが、いま考えれば税関のチェックだから、韓国内で売ったりさせないためだったのだろう。石鹸箱を開けたのは、宝石などを隠していないかを確かめたのかもしれない。

空港から乗ったタクシーのなかで、私は最初の“どっきり体験”をした。走っているタクシーを男の人が止め、運転手と話していたかと思うと、私の横に乗り込んできたのである。私は“もうばれてしまったのか”と青くなったが、その人は私に何もいわず、運転手と話しているだけである。市内にはいってしばらくすると、その男は降りていった。この恐怖感は、私が韓国のタクシーは相乗り制だということを知らなかったからだった。客はまだ乗る余裕のあるタクシーを止め、同じ方向なら乗り込むのである。

警戒重ねた活動家との連絡

なぜこれほどの警戒が必要だったかというと、すでにオウさんのオフィスの説明のとき述べた、CCAのUIM活動が、韓国では活発に行われていたからである。その関係者は徹底した弾圧の対象となっていた。

この活動を担っていた人たちに会いに行くのだから、緊張の連続だった。盗聴を承知で電話をかけると、先方も何もいわずに何時に秘書の女性が迎えに行くという。たしかにその時刻に女性が来るが、この人が本当にその人の秘書なのか、盗聴によりやってきたKCIAの関係者なのかという不安がよぎる。ともかくその人と外出すると、ある喫茶店に連れていく。そこには日本語を話す年輩の女性が待っていて、私の案内を引きつぎ、私をまた別の場所に連れていく。その人の言葉や雰囲気から、少し安心しながらついていくと、ピープルズ・フォーラムでお会いした、逮捕歴のある牧師さんにやっと会えるという次第である。彼は英語を話さないので、そ

の女性が日本語に通訳して下さり、最近の状況をいろいろときくことができた。

全泰壱の平和市場を見学

ある日は、また別の人の案内で、当時の韓国内で、劣悪な労働条件の代名詞のようになっていた、“平和市場”という中小零細企業の密集する、工場地帯を見学した。

そこはソウル市内のチョンゲチョンという地域にずらっと並ぶ三階建ての衣類製造の工場団地だった。1970年11月に、ここで働いていた22歳の全泰壱（チョンテイル）青年が、“勤労基準法を守れ”と叫んで、焼身自殺をはかったことで韓国社会の注目を集め、学生たちが労働問題に目覚めるきっかけになったところである。

この青年の焼身自殺は、一時的な怒りや興奮で起ったのではない。6年前にここで働きはじめてから、考えに考え、やれるかぎりのことをやったあげくの行為だった。しかも自分の労働条件への抗議ではなく、“シタ”と呼ばれる、小卒で働いている12歳から15歳くらいの少女たち（彼らも必須労働力）のあまりにも苛酷な状況に対する抗議だった。

ここではビルの一室を上下に区切って面積を二倍にし、立っては歩けない空間の、1畳分のスペースに2台のミシンを置き作業していたそうである。労働時間は平均14～5時間で、徹夜することもあったという。彼はあるとき韓国に勤労基準法があることを知り、夢中で勉強し、行政機関に明らかに違法の平和市場の会社を、取り締まるように要請したが、全く相手にされなかった。それで彼は、男の裁断師仲間に呼びかけ、協力者をふやして、再三再四要請しても受け付けられず、ついにデモをやろうとして刑事や警官に暴力で阻まれ、最後の最後に、仲間と弾圧者の目前で、焼身自殺をはかったのである。彼の命をかけての抗議は、平和市場に2万いたという労働者や、市民・学生たちを動かし、労働環境が大幅に改善されたそうで、香港で見た工場程度になっていた。しかし操業していない工場で、上下2段にしきった作業現場を見た。ビルとビルの間で、全泰壱さんが焼身自殺したのはここですと示されて胸がつまった。

アリバイづくりのスピード観光

私が接触する相手は、なんらかの形で行動を監視されているから、ソウル滞在中のスケジュールは、能率的には運ばない。そこで自由時間がたっぷりあるので、私はあることを思いついた。入国のさいは、どこを観光するつもりかときかれても、ガイドブックでどこどこといえるが、出国のさいもしチェックされたら、どこどこに行ってきましたといわなければならない。ところが名所旧跡は、ときに修理のため閉鎖中などということもある。万一そういうケースだったら嘘がばれる。そこで予定のない時間帯は、タクシーで観光案内を見せて、“ここ”と指さすと簡単に行ける。帰りは地図入りのYMCAの名刺を見せると、確実に帰れる。こうしてアリバイづくりの、スピード観光を重ねた。どこかで美しいチマチョゴリでの踊りをしばし楽しんだ記憶があるが、どこへ行ったか今は全く覚えていない。

書類持ち帰りの工夫

帰るときいくつかの書類を持ち帰るように托された。例えば発行当日に発禁となった出版物の問題の記事などだった。いかに隠したかの一例を示そう。

韓国風の柄で安い大きめの札入れを10数個買った。袋物には型崩れしないように紙がはいっているので、書類を少しずつその紙と同じような厚さと幅に折り入れ替えて、元通りセロハンの袋に入れた。日本人の観光客は、おみやげを沢山買うから、帰りの荷物検査はいとも簡単にパスしたのである。

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

ワーカーズ・メモリアル・デーの取り組み

International Ban Asbestos Secretariat, 2005.5.12

「死を悼み、生きるために闘う」というスローガンは、ラテンアメリカ、北アメリカ、ヨーロッパで、ワーカーズ・メモリアル・デーを記念する4月28日のイベントで繰り返されてきた。国際自由労連（ICFTU）のガイ・ライダー事務局長は、110か国において、ICFTUと世界の労働組合によって取り組みが行われるだろうと発表した。ICFTUのプレスリリースは以下のように言っている。[4頁参照]

死傷労働者国際記念日は、劣悪な労働現場のマネジメントや思いやりのない使用者を繁栄する諸問題としての、アスベスト、人間工学、HIV/AIDS、化学物質、心理社会的問題、労働における暴力、建設労働、あるいは若年労働者による労働のインパクトを労働組合が検証するための好機となる。また、これらの諸問題に対する政府、中小企業や多国籍企業の対応を評価する機会ともなろう。

ワーカーズ・メモリアル・デーの準備期間のなかで、国連持続可能な開発委員会（UN-CSD）の会合に参加した労働組合活動家たちは、各国政府に対して、地球規模でのアスベスト禁止の実現に向けて協力し合うよう要求した。ノルウェー労働組合総連合のビジョン・エリクソンは、参加者に以下のように語った。

- この（アスベスト）問題は、アスベストが世界中で、建物の建設や製造業で今なお使用されていることから、人々の居住問題に関するCSDの議論と関連がある。
- アスベストは、アスベストが使われている学校に通う子供たちから、民間・公共建築物のなかの若者や老人まですべての者にとって、また、それが環境汚染物質として存在する社会全体にとっての脅威である。
- アスベストの製造及び貿易のすべてを中止することが、緊急の必要事になっている。
- 工業国ではアスベストの使用と輸入が減少してきているとは家、曝露する者たちへの防護がわずかかまたは存在しない、開発途上国ではその輸入と消費が増加している。

ブラジル、カナダ、イギリスで行われた記念行動のなかで、アスベスト被災者と公衆衛生活動家たちは、アスベストの地球的禁止、アスベスト疾患に罹患するすべての者に対する正義を要求した。政府とアスベスト関係者は、アスベスト被災者が迫害

され続けていることに対しての無力、無視、不誠実についての共犯者として非難された。このような地域での行動を背景として、国際的な労働組織や医学界が、より注目を浴びる舞台でアスベスト問題に焦点を当てる努力を強めている。

4月28日にサンパウロで行われたイベントは、ブラジルの永続する悲惨なアスベストの遺産に注意を引き寄せる、1週間にわたる活動の中心点となった。数千人の元アスベスト労働者、アスベスト被災者とその家族たちが、労働組合員、環境問題や公衆衛生の活動家、公務員、政治家、関心のある市民や市民団体のメンバーらとともに、オザスコ市公会堂での集会、カンピナス市労働組合会館でのラリー、街頭でのデモ行進や、ブラジルにおける数十年間のアスベスト使用の余波を検証するためにサンパウロ市で開催されたアスベスト法廷［写真参照］に参加した。1週間の行動のハイライトとなったアスベスト法廷は、4月28日に、サンパウロ大学の有名な法科大学院でひらかれた。

このユニークなイベントは、被災者団体[1]、人権・環境団体、労働組合、弁護士会、労働衛生・医師グループを含む、数ダースのグループの支持を受けた。法科大学院の教授陣が、裁判官、検事、また、ブラジルのアスベスト産業の代表が参加を拒んだことからアスベスト産業の弁護団の役割を演じた。この法廷には、法科大学院の講堂に集まった数百人の人々が参加し、ポルトガル語と英語の同時通訳が提供された。

アスベストに対する告発は、技術的専門家である技師フェルナンダ・ギアナーシ、バリー・キャッスルマン博士、レニ・メンデス博士から提出された。これらの証人に簡単に尋問がなされた後、陪審員が宣誓台に進み出て簡単な陳述を行った。法律、公衆衛生、労働・人権グループの代表は、アスベストはブラジルで禁止されるべきであると結論づけた。このイベントに合わせて、フランスの多国籍企業サンゴバンの子会社で、元アスベスト・セメント製品製造業者、いまではブラジルでアスベスト代替品のひとつとしてポリプロピレン繊維を使用している、ブラジリット社に対する集団訴訟の提訴が行われ、どちらも広くメディアに取り上げられた。この集団訴訟は、ブラジリットの元アスベスト労働者に引き続き発生し続けているアスベスト被害に対する補償を求めるものである。

これらのイベントが行われて間もなく、ブラジルでもっとも広く読まれている週刊誌のひとつエポカ誌に、アスベストに関する政府の怠慢を非難する記事が掲載された。「政府が躊躇しているうちに社会は前進する」[2]と題されたこの記事は、政府がそのアスベスト禁止の公約を果たすのを怠っていることに焦点を当てた。この国のアスベスト危機を調査し、国の戦略を考案するために、1年前設置されたアスベスト問題省間連絡会議は、ブラジルの大臣の間に意見の相違が続いていることを明らかにした1,000頁の報告書を出しただけで、行政上のみせかけに過ぎないことをさらけ出した。保健、労働、環境及び国家安全保障担当の大臣たちが国のアスベスト禁止を支持しているものの、開発、鉱山及びエネルギー担当の大臣がそのような動きに反対している。その「ヘマ」を評して、エポカ誌は、「ブラジルの納税者の金で賄われた1年間の会合と公聴会の後、省間連絡会議はひとつの結論に達した。すなわち、何も決定しないことを決定したのである」。最後にエポカ誌の記事は、ブラジルが、すでにアスベストを禁止している欧州共同体や大多数の先進国に続くのか、ブラジルの労働者の健康をブラジルで操業するアスベスト企業の「慈悲」に委ねたままにしておくのかということに関する決定は、ルーラ大統領次第である、と結論づけた。

オンタリオ労働者労働衛生診療所（OHCOW）［カナダ］のキャンペイナーたちは、4月28日、牢に閉じ込められたアスベストを風刺した漫画キャラク

ターを描いたバッジ[右図]を、数千個配布した。中央のファイバーマンの像を、英語とフランス語で「アスベスト禁止」のスローガンが取り囲んでいる[3]。

サーニアでは、4月28日の追悼日、「化学の谷(ケミカル・バレー)」で働き、暮らし、失われたカナダ人を記念する式が執り行われた。夫のブレイニーを昨年アスベストがんで亡くしたサンディ・キナートさんは、「アスベストはサーニアの過去の遺産だ。わが国が第3世界諸国にそれを売り続けるなら、将来の遺産にもなるだろう」と話した。サーニアのOHCOWのディレクター、ジム・ブロフィは、そうした感情に同調しながら、カナダによるアスベストの輸出は、多くのカナダのアスベスト被災者の記憶を汚す「犯罪的」行為であると述べた。サーニア市長マイク・ブラッドレーは聴衆に、カナダのアスベスト国際貿易に対する地方からの批判は、「カナダのアスベスト輸出をやめさせようとする闘いは、地方自治体の権限には含まれない」として、中央政府から無視されてきたと話した。市長の応答は、「レークビュー共同墓地まで車で行って、われわれの管轄ではないと話した。われわれは死を輸出しているのである」。ウインザー近くのコンベントリー・ガーデンでイベントが行われ、職業病で夫と叔父、兄弟を亡くしたルーシー・ビチャードが、地域社会は、「健康と安全を守る法律を実行するよう政府に圧力をかける」よう要求した。被災労働者記念碑の礎に、ルーシー・ビチャード、ウインザー市長エディー・フランシス、地元選出の国会議員ジョー・コマーチンとブライアン・マッセらがカーネーションを捧げた。国会議員たちは、この機会にカナダのアスベスト輸出を批判し、「カナダは文字どおりの死の商人である」というメッセージを述べた。ロンドンの地区労働組合会議本部では、「不安全な労働慣習により傷つけられ、殺された人々の隠された流行」を記念する半旗が掲げられた。カナダ政府の欺瞞は、オタワ政府が連邦政府ビルからアスベストを除去するのに10億ドル支出していながら、カナダのアスベストを輸出する宣伝を支持し続けている事実を指摘したスピーカーによって暴露された。4月28日、カナダ自動車労働組合(CAW)は、連邦政府はカナダのアスベスト産業に対する政治的・経済的支持を撤回せよという要求を再確認した。さらにCAWは、「政府がアスベストが今なお採掘されているケベックの地域社会の鉱夫や住民に、再訓練、再配置、収入援助を行う」よう主張した。

以前は世界最大のアスベスト工場の所在地であった、イングランド・リッチデールでは、4.28を記念するキャンドルライトの祈りが執り行われた。その多くが愛する人をターナー&ニューオール社のアスベスト織物工場に雇われてアスベスト疾患で亡くしている、地元の人々は、数十年にわたり蓄積したアスベスト廃棄物で汚染された不要となった工業地域を「再開発」するといういいかげんな計画にぞっとさせられた。祈りの場で、草の根団体「スポッデン・バレーを救え」のコーディネーター、ジェイソン・アディーは次のように話した。

「アスベストが存在する限り、金儲け話が持ち上がってくる。しかし、そのコストは?…ネリー・カーショー(1924年にロッチデールで死亡した世界で最初に認知されたアスベスト被災者)は、ロッチデール共同墓地の何の印もない「貧乏人」の墓に眠っている。彼女は33歳で亡くなった、2人の子供の母親だった。2005年のワーカーズ・メモリアル・デーに、アスベスト疾患のすべての被災者を記憶にとどめるために、ロッチデールのメモリアル・ガーデンに簡素な石を設置するよう提案する」。

5月5日の投票日に先立つ選挙運動期間中に、ロッチデールの候補者ポール・ロウェン（自由民主党）[4]とローラ・フィッツシモンズ（労働党）は、この永久記念碑の要求を支持した。

ブラッドフォードでは、ミッドランズ・ホテルで集会が開催された。ノーサンブリア・パイプの演奏による追悼の後、看護士メイビス・ロビンソンが、アスベストが人々の生活に与える破壊的な影響について話した。アスベストがんのひとつである中皮種に対しては治療法がない、とメイビスは言った。2004年にアスベストによって夫を亡くしたある妻の証言は、この恐ろしい疾病が避けがたいことであるという一層の証明となった。14か月の間に、彼女の夫は、健康な男性から、不断の痛みに苦しむ者へと変貌してしまった。北部アスベスト・サポート・グループを代表したトニー・ウイッツトンは、アスベスト人身傷害弁護士のルース・デイビスとサトパル・シンが、アスベスト責任を回避するための世界のアスベスト生産業者の努力について記述しているにもかかわらず、開発途上国へのアスベストの販売が増加していることに憤慨した。シェフィールドで催されたイベントも、何十年にも及ぶアスベストの誤った使用のために労働者が支払わされ続けている犠牲に焦点が当てられた。ハザーズ・マガジンのジャワッド・カサウリが、労働安全を改善する国際キャンペーンで労働組合の果たしている役割について話し、オーストラリアの主要なアスベスト製造業者であるジェームズ・ハーディ社が、オランダに移転することによってアスベスト責任を放り出そうとしている企てに対するオーストラリアの労働組合の抗議の有効性を強調した。

地球規模のアスベスト禁止を実現し、またアスベスト・ハザーズに対する注意を高めようとする国際建設林産労連（IFBWW）のキャンペーンの努力は、首尾一貫しており、注目を集めている。ブラジル（2000年）と日本（2004年）で開催された世界アスベスト会議の場で、IFBWWの役員と参加者たちは、アスベストにより引き起こされる病気と死亡の流行に対する労働組合の対応を調整するうえで先導的な役割を果たした。IFBWWを代表してラーズ・ベズマンドは、2005年4月中旬にペキンで開催された第10回国際職業性呼吸器疾患会議（ICORD）で、アスベストに関する発表を行った。またこの会議では、国際金属労連（IMF）のロブ・ジョンストンが、アスベストに起因するような、職業ハザーズに曝されるなかでの労働組合の役割に焦点を当てた。「職業性呼吸器ハザーズをコントロールするための労働組合の予防戦略」に関する発表を締めくくって、ジョンストンは以下のように述べた。

「アスベストの場合には、しかしながらリスクは職場に限られるものではなく、多くの立証済みの事例が存在しているように、アスベスト繊維は一般住民にも脅威を及ぼしている。曝露を制限するための唯一の真の予防策は、すべてのアスベスト製品の輸入、輸出、製造及び使用の世界的禁止である」。[5]

ICORD会議では、アスベストの世界的禁止の提案が採択された［残念ながら公式にはこのような記録はないが、閉会式でILOのユッカ・タカラ博士は、会場周辺で撮影したアスベスト・パイプを積載したトラックの写真も示しながら、アスベスト禁止に向けた取り組みが重要であることを指摘したという］。2005年5月末に向けて、ウィーンにおける国際金属労連（IMF）の世界会議でもアスベスト問題が検討される予定である。

5月16日に、アメリカ公衆衛生学会（APHA）は、ジュネーブでの世界公衆衛生学会連合の総会において、アスベストの採掘及び使用の世界的禁止を求める予定である。6月には、労働・環境衛生の重要問題について検証している、医師や研究者の独立した団体であるラマッチーニ協会によって、「アスベストの国際的禁止に関する要求」がなされる予定である。この著名な団体がこの問題に焦点を当てるのが6年のうちに二度目であるという事実は、その感情の強さを増強する。アメリカ産業医学ジャーナル（AJIM）の2005年6月号で発表される予定の同協会の声明は、以下のように結論づけている。

「経済的及び技術的検討から、アスベストの安全な使用は実行不可能である。より安全な代替物質の入手可能性が立証されていることを踏ま

えて、アスベストの生産及び使用から生ずる公衆衛生上の惨事を看過しなければならない理由は存在しない。多くの国々ですでに導入されている全面禁止が広がりつつあり、また、地球規模に拡張されるべきである。ラマッチーニ協会は、アスベストのすべての採掘及び使用の速やかな禁止を要求する。有効なものとするために、禁止は、範囲において国際的でなければならず、また、世界中のすべての国で実施されなければならない。

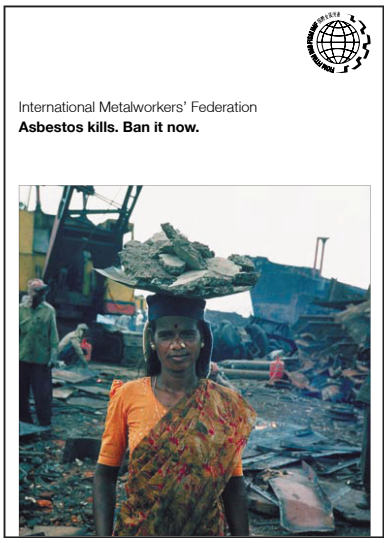

国際自由労連（ICFTU）もまた、世界的なアスベスト禁止を優先課題のひとつにしつつある。ICFTUのスポークスマン、ルシエン・ロイヤーは次のように語る。

「2005年6月に、アスベスト禁止に向けた世界の労働組合のキャンペーンがはじめて開始される。スイスにおけるILO（国際労働機関）の年次会議において、政府、使用者及び労働組合の代表は、世界におけるのアスベストの破壊的影響に対して直ちに行動する緊急の必要性に気づかされることになるだろう。このキャンペーンは、世界中の労働組合組織及び幅広いその他のグループに手を伸ばし、各国の政府とともにアスベスト禁止に向けた行動に加わるよう呼びかける」。

2005年5月12日記

1　4.28で用いられる別のスローガンは、「使用者責任を通じた予防」である。ICFTUによれば、世界中の労働組合の大部分は4.28をcommemoration dayと呼び、memorial dayというものもある。

2　エポカ2005年5月2日50頁、O governo vacila, a sociedade avance by Andre Barrocal and Eliane Brum

3　このバッジはサーニアのOHCOWから入手可能。E-mail: jimbrophy@yahoo.com

4　2005年5月5日、ローウェンはロッチデール選出の新しい会員議員となった。

5　Special Report on Asbestos: The Deadly Asbestos Legacy。最新のIMF出版物で特集されている。メタル・ワールド誌は、アスベストは、「かつて知られたもっとも致命的な職場ハザードである…これに終止符を打つことは、IMF及び国際労働運動の義務である」と結論づけている。（http://www.imfmetal.org/main/index.cfm?n=103&l=2&c=11241&mwId=11239）

［訳注］　別掲は、国際金属労連（IMF）が5月に発行した世界的アスベスト禁止に向けたパンフレット。右側では、アスベスト禁止を要求している国際労働組織として、ICEM（国際化学エネルギー鉱山一般労連）、IFJ（国際ジャーナリスト労連）、IUF（国際食品関連産業労働組合連合会）とIMF、IFBWWのマークが掲げられている。

世界労連系の建築インターも、3月にハノイで開催された執行委員会で、GAC2004の成果を踏まえて、「アスベスト禁止の世界統一行動日」を呼びかけることを決定したという（働くもののいのちと健康を守る全国センター通信No.71）。

再審査で指曲がり症認定

大阪●回路基盤加工作業の女性労働者

● 不支給処分取消

Mさん（女性、現在68歳）は、電子回路の基板加工作業（プレス、ボール盤、Vカットなど）に長年従事したことが原因で指曲がり症（変形性手指関節症）を発症し、北大阪労働基準監督署に休業補償請求を行ったが、不支給決定処分を受けた。その取り消しを求めて審査請求していたところ、大阪労災保険審査官は2005年2月28日付けで原処分を取り消し、業務上と認める決定を行った。

指曲がり症については、地方公務員の学校給食調理員では100例を超す認定例、裁判勝訴例がある。しかし、民間労働者を対象とする労災保険での認定例としては、知るかぎりでは、特養ホーム調理員（尼崎労基署1998年3月）、ブロイラー工場作業員（宮崎労基署1999年7月）の2件で、全体としても非常に少ないと思われる。

とくにMさんは調理員以外のケースであり、手指を酷使する労働者一般の労災補償や発生防止対策の重要性を示したという点で意義深い。

● 様々な手指負担作業

Mさんは、1972年（35歳）から1999年までの28年間、東洋金型製作所（大阪府守口市）に勤務した。同社は、大手電機会社の下請けとして電子回路基板の製作・加工を行っていた。

1984年までは星田工場（大阪府寝屋川市）で、ボール盤を使った基板材料の穴あけ作業に従事した。1984年からは大日工場（大阪府守口市）で、基板材料から基板を打ち抜いていくプレス作業についた（次頁写真上）。1992年以降は、打ち抜いた個々の基板の端に切れ込みを入れていく「Vカット」作業（次頁写真下）にも従事するようになった。

これらの作業では、次のような手指負担があった。

各作業に共通な負担としては、加工前、加工後の基板をまとめて運搬する際の手指への負担があった。ベーク基板は紙とはちがい一枚、一枚でもけっこうな質量感があるが、これを何十枚もまとめると相当な重量となる。ボール盤作業、プレス作業、Vカット作業のいずれも、作業前、後に加工対象の基板を何十枚もまとめて手指で支持して持ち運んでおり、その作業における一日の取り扱い重量は、一般女性が一日に手指で支持するよりもはるかに過重な重量に達する。

ボール盤作業では、左手指先で基板材料をつまみ上げこれをセットする動作、右手でボール盤のレバーを把持して抵抗力に抗して押し下げる動作、によって、繰り返し、手指への負荷が加えられる。なお、穴はプレス作業でのガイドピンを通すためのものである。

プレス作業では、基板材料を両手指で保持しつつ、プレス機のガイドピンに基板材料のガイド穴を合わせながら移動させつつ、プレスによって所定の形状に打ち抜いていく。両手指で保持しながら上肢を一定の高さに保持した動作であり、上肢に対してはいわゆる静的筋労作となる。

Vカット作業で、右手指で20～25枚程度の基板を保持しながら左手指を添えて流れを調整しながら材料を挿入していく。右手指には、1日でその日に取り扱った基盤材料の総重量が負荷される。左手指には、作業中の一定の負荷と静的緊張が加えられる。

これらの手指負担は、通常の事務作業や家事労働と比較して量的、質的に過重なものであったことは明らかであるが、いざ定量的に表わそうとすると難しい。Mさんの場合、あえて試算してみると、次のようなことが言えた。

プレス作業において、5秒に1枚処理すると1時間に720枚、実作業時間1日7時間とすれば1日5,040枚処理することになる。仮に1枚150グラムとすると、総重量は756キログラムとなり、両手指は

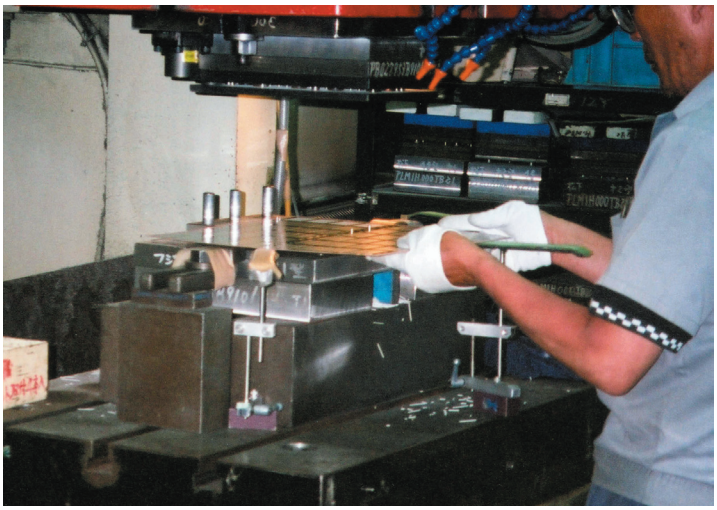

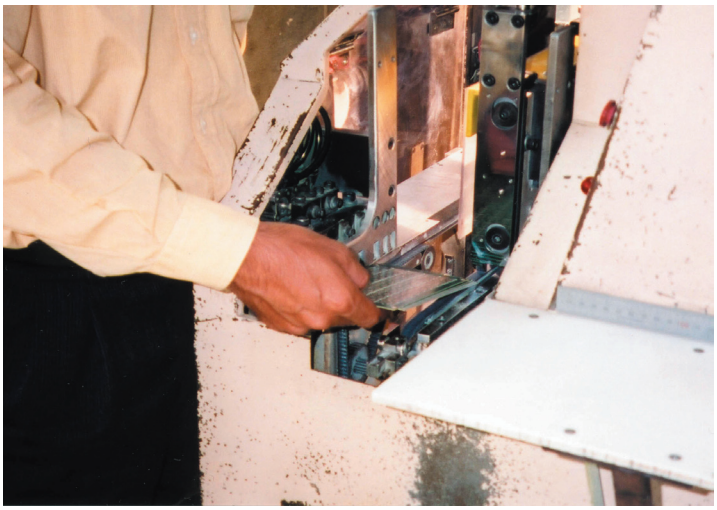

各378キログラムを取り扱うことになる。これに前後の運搬作業を加えると、両手指に各1,000キログラム程度の取り扱い重量になることもあり得る。

北大阪労基署はMさんに対する不支給理由の説明の際、Vカット作業における作業量については1時間あたり、

大(40〜60グラム):
500〜600個
中(15〜30グラム):
800〜1,000個
小(5〜10グラム):
800〜900個

だったという調査内容を示した。これをもとに取り扱い重量を試算すると、たとえば、最大で0.06キログラム×600個×7時間=252キログラムである。ここに、前後の運搬作業における作業量が加算されることになる。

● 痛みに耐えながら

多くの指曲がり症の方がそうであるように、指の関節が次々にやられながらもMさんは働き続けた。

症状は悪化の一途をたどった。

Mさんが痛みを自覚したのは、1989年頃とみられている。入社後17年目であり、そこまでに、ボール盤作業を約13年間、その後のプレス作業を約4年間経験している。作業量はその前後を通じて増加したといい、Vカット作業を開始したころ、「サンヨー電器、ナショナル、東芝などの製品が(多く)とても忙しかった」ということである。

ところが、手指の症状を自覚し、痛み、腫れ、変形がみられるようになっても治療を受けることは1998年頃まではなかった。初めて治療したのは、気管支喘息のかかりつけであるT内科だったが、労基署の調査に対してT内科は、「両手指の痛みの訴えは2000年10月からあった」と回答した。これがMさんが会社を退職した1999年5月のあとであったため、「退職後に悪化している」として不支給理由の一つにされたが、審査請求後に行ったレセプト開示記録などによって明かな事実誤認であることが判明している。

Mさんは退職後、病院内清掃作業に従事したが、手指の痛みに耐えかねて2002年3月に退職、親戚に安全センターのことを知らされて相談に来所され、田島診療所(尼崎市)を受診、仕事による指曲がり症と診断されて労災請求に踏み切ったのだった。

● 不支給の理由

ところで、北大阪労基署は、

1) いわゆる「上肢障害」として、上肢障害の労災認定基準「基発第65号」により判断したが、認定要件である業務過重性が認められない

2) 田島医師以外は「成因不明」とし、地方労災医員(多田浩一医師)は、「…典型的なヘバーデン結節、プシャール結節と呼ばれる変形性関節症を呈している。これは、加齢により関節症が生じるものであり、両手の変化はほぼ左右同じである。これにより、両手の状態は業務上の事由によらないものであると考える」としている。

3) したがって、Mさんの疾患は、「…退行性変化であり、また、Vカット作業はほとんど右手を使用していたにもかかわらず両手の変化は左右同じであることから、本件は業務上の事由によらないものとは認められない」

から不支給としたと説明した。

そのため、審査請求では、作業態様と手指への負担の実態を明らかにし、手指への負担作業が変形性手指関節症の原因になることとともに、上肢作業障害の認定基準の対象疾病ではないことを主張した。

● 労災認定基準

頚肩腕症候群を含む上肢作業に伴う上肢障害については、基発第65号が適用されることになっている。この労災認定基準は、同僚と比較して業務が過重であることなどを要件に定めているため、適切な労災認定の妨げになっているものであるが、そもそも、変形性手指関節症はこの労災認定基準の対象疾病ではないと考えられた。

まず、労災認定基準自体の対象例示疾病に変形性手指関節症が含まれていないこと、そして、労災認定基準が作成される際に設置された専門検討会の報告書(「頚肩腕症候群等に関する検討結果報告書」1997年1月10日)でも、変形性手指関節症はまったく触れられていないこと、さらに、労災認定基準が対象としている疾病は、いわゆる筋肉などの軟部組織中心の可逆的な疾患であるのに対して、変形性手指関節症は、骨を含む関節の不可逆的疾患であることから、労災認定基準を適用しないで個別に判断するべきであると審査請求で主張した。決定書ではこれが認められた。

● 手指負担原因論

変形性手指関節症の原因については、遺伝説、ホルモン説など根拠薄弱な原因論が通説のごとく述べられてきたことは事実である。しかし、給食調理員の公務災害認定闘争を通して、手指負担が原因として認知されてきた社会的、法的経過があり、Mさんの審査請求では、この点を詳細に主張した。

そもそも、医学的な因果関係は疫学証拠によることが基本であり、給食調理作業という手指負担作業と変形性手指関節症の関連が疫学的に証明されている。したがって、実際の認定作業では、個別ケースの検討において、手指負担作業の程度が一般労働者よりも明らかに強度であることが確認され、かつ、他の原因が存在しないのであれば、業務上と判断することに理論的障害は何らない。

今回の決定は、この点の論理的整理はきわめてあいまい、ずさんなものに終わったものの、5名中4名の主治医が業務上見解を示したこと、そして、最終的には、これらをのむ形で地方労災医員(土井照夫医師)から出された業務上との鑑定意見に基づいて、原処分取り消しと判断した。

決定書に記載された局医・土井医師の鑑定意見の一部は次のようなものである。

「…④本件疾病の成因について。

ヘバーデン結節とプッシャール結節は、ともに本態は関節症性変化であって、同じものと考えてよい。これらを総称して指節間関節症(interphalawealOA)と呼んでいる。一時、これらの症状が『指曲がり症』という病名で新しい職業病のように産業界の話題になったことがあるが、それはヘバーデン結節そのものであると認められ、医学上『指曲がり症』という病名はない。

発生因子としては、一般の関節症の発生因子と同様に、加齢因子、機械的因子、遺伝因子、全身的因子等が考えられている。このうち職業との関連で問題となるのは機械的因子である。

機械的な因子については、従

来、職業との関連はないとする見方が大勢を占めていた。したがって、今日でも職業との関連がないとする医師も多い。しかし、製紙工場作業員、給食調理員等に多発し、作業者と事務職では発生頻度が作業者に多いということで手指を酷使する作業との関連が考えられるようになってきた。それは特定の職業というより手の動きに関連した職業ということで考えられるようになってきている。

日本整形外科学会が編集した『産業医へのアドバイス』(平成6年、金原出版)によれば次のような8種の手指の動きがあり、このうち巧緻つまみの3種がヘバーデン結節の発生に関連しているという。手指の酷使でもこれらの動作のないピアニスト等には発生がほとんどない。<中略>

…⑤請求人の場合

両側の全指のDIP関節、PIP関節に一様に進展した関節症がみられるが、これだけヘバーデン結節もプッシャール結節も同時に進行した形でみられるのは稀である。多発性で一様に進展しているということから、加齢因子は当然として、体質的素因も否定することが出来ない。しかし、長年、ピンチ動作を含む作業に携わってきていることから、少なくとも機械的因子が増悪、進展の主因として関係していると考えられる。治療及び予防上最も大切なことは手作業のピンチ動作を、他の手の動作に替える工夫、手の動作特にピンチ動作を減らす工夫を考えるということであるのに、通院しつつ作業に従事していたということは、症状に増悪をきたす原因の一つとなったものと考えられる。

⑥ 業務との関連について結論

業務を本件疾病の発症原因と考えることができないけれども、増悪因子の一つと考えることができる。一時的に炎症症状の強い時期があったことも、手作業の加重負担によるものと考えられる。」

「発症原因とは考えられないが、増悪因子の一つ」という言い方にはいまだ混乱がみられるが、「発症原因」であろうと「増悪因子」であろうと(どうやって区別するのであろうか)、土井医師が手指負担作業と変形性手指関節症の因果関係を肯定していることは明らかである。

ともかくも局医意見において、機械的因子を変形性手指関節症の原因として位置づけたことは重要な点であった。

● あきらめない

作業内容や医師意見を総括して、決定書は次のように結論づけている。

「本件疾病が業務上の事由によるものであるか否かについては、疾病自体の特殊性から請求代理人が主張しているように、認定基準の対象疾病として扱うことは適当ではなく、個別に判断されなければならない。

本件疾病の成因については、前出『医学大辞典』等の成書にみられるごとく、不明とされており、政田、竹吉及び土井の各医師も、その旨指摘している。

なお、多田医師は、加齢により生じるとしているが、いずれにしても、業務によるものとはしていないことは共通しているものである。

請求代理人は、学校給食調理員の事例をもって、本件についても業務上の事由によるとすべきとしているが、学校給食調理員の業務と請求人の場合とでは、作業態様が全く同一とは言えず、必ずしも同一の取り扱いとすべき根拠とはならないものである。

本件疾病の発症前に請求人が従事していた業務の内容をみると、相当程度に上肢等に負荷のかかるものであったとみられるが、成因が不明である以上、認定基準で示されているような業務量の増加等によって判断することは適当とは言えず、個別の医学的判断によるほかはないが、政田医師は請求人の業務が増悪因子になっている、高月医師は業務との因果関係がある、中出医師は筋力に不相応な力を要したために関節の変形を来たす結果となった、田島医師は指先の負担が大きい作業に長く従事していたことから業務との因果関係がある、土井医師は業務が本件疾病の増悪、進展に関係しているとして、いずれも症状の増悪と業務との関係を指摘している。そうすると、土井医師の見解のごとく、本件疾病の発症自体については現在の医学的知見からすると業務上の事由によるとすることは困難と言わざるを得ないにしても、発症後の症

状の増悪については、請求人の従事した業務が少なからず関与したとみることが相当であり、その療養のために休業を要することとなったことについては、業務上の事由によるとすることが妥当である。」

まとまりのない医師たちの意見を不徹底な局医の鑑定意見を根拠にまとめようとするため、こうしたまわりくどい言い方になってしまうのであるが、これが、現在の労災補償当局の限界、レベルだろう。

あきらめないMさんの訴えがついに業務上決定を引き出したといえる。

その背景には給食調理員の指曲がり症認定闘争の蓄積があったことはまぎれもない事実であり、そこから得られた数々の証拠資料が局医を含めた労災認定当局者を圧倒したのではないだろうか。同時に、審査請求段階で、Mさんの元同僚3名が証言を申し立ててくれたことも大きな力となった。田島医師をはじめMさんを支えた医療スタッフ、被災労働者仲間の力もまた決定的であった。

そして、これらの証拠全体をよく理解して原処分取り消し決定を行った審査官は、とてもよい仕事、価値ある決定を行ったといえるだろう。

今回の決定は、同種の疾患に苦しむ被災労働者への朗報となり、今後の予防対策に資するものとなるに違いない。

（関西労働者安全センター）

Mさんの「指曲がり症」労災認定を喜ぶ

ひまわり医療生協田島診療所・田島隆興

1）はじめに

経過他はすでに詳述されていますので省き、「指曲がり症」（手指変形性関節症）を公務災害として認定させようとした、1988年以来の自治労の果たした役割について考えてみたいと思います。

労災職業病については、いろいろの部門がありますが、その多くは、アスベスト肺にせよ、有機溶剤中毒にせよ多くは内科系の疾患です。

整形外科の領域では、災害性の傷害が最も多いのですが、比較的容易に労働災害として認められます。

しかし、「非」災害性の傷害につきましては 、なかなか労災として認められるに至らず今日に至っています。慢性の腰痛症、頸肩腕障害がその典型で、多くの労働者が泣き寝入りしてきました。

2）頸肩腕障害

とくに頸肩腕障害は、1960年代後半から70年代に大型コンピューターのためのキーパンチャー、重いタッチのレジスター、紐式の電話交換台、5枚複写などのボールペン使用などに多発し多くの職場で職業病として認定するよう要求されましたが、労働組合病などと揶揄されるなかで、認定闘争は押しつぶされました。

産業衛生学会はいち早く1973年に,、「頸肩腕障害」という新しい概念を世界に先駆けて提案しましたが、臨床の場にある日本整形外科学会は黙殺し続けてきました。

前腕の過度使用症候群の概念としては、当時「書痙」[1]という古典的な概念しかありませんでしたから、頸、肩、前腕にかけての重だるい痛み、腕時計の重さも耐え難い、手指から肩にかけての冷えというような頸肩腕障害は、別の概念でしか捉えようのない病気でした。

多くの職場で女性労働者が苦しみましたが、経営側も苦慮しその後機械の改良、労働の態様の改善等を進め一つの職場で多くの人が発症すると云うことはなくなりました。

しかし、上肢を多用する職場では、今なお頸肩腕障害は発生しています。 過度使用が原因ですから治療としましては休業する他いい治療法がありませんが、休業することはなかなか難しいことです。

1975年くらいから、私たちは時々申請に来られる患者さんの対応をしておりましたが、小型のコンピューターが増えるにつれて、小企業の労働者が仕事にのめり込み、深夜12時くらいまでコンピューターの前に座って操作するという事態が生じました。

彼らは楽しくて仕方なかったのでしょうが、やがて精神的にも傷害を受けて休業のやむなきに至りました。

労働運動の低迷の影響もあり、以後頸肩腕障害の労災申請は非常に少なくなりました。

3）指曲がり症

1983年に学校給食調理員の中に指の変形している人が認められ、1987年に岡山大学の衛生学教室から報告されるに至りました。

1988年には自治労が全国的に取り組むことを決定し、公務災害「指曲がり症」として認めるよう全国一斉の申請をしました。

この申請を受けた公務災害補償基金は、中央災害防止協会に調査を委託し、1992年に報告書を受け取りました。それは「指曲がり症」は業務と関連があるという結論でした。

以降、全国で200人を超える学校給食調理員が公務災害として申請し、120人を超える方が認定されました。認定されなかった人の大部分も「指曲がり症」であり、公務災害であったわけですが、政治的な判断で公務外とされました。

公務外とされた調理員さんのうち、豊中市の2名、堺市の3名、島根県安木市の1名、宝塚市の1名は裁判に訴え全員勝利しました。

4）日本整形外科学会の変化

この「指曲がり症」の認定は、頑迷な日本整形外科学会をも動かし、まず2001年に、頸肩腕障害[2])を承認するに至りました。

次いで今回のMさんの変形性手指関節症の労災認定です。大阪労働局地方労災医員土井照夫医師（元大阪労災病院整形外科部長）は、「長年、ピンチ作業を含む作業に携わってきていることから、少なくとも機械的因子が増悪、進展の主因として関係していると考えられる。」と述べておられます。「主因」なのです。

全国の学校給食の調理員が申請したときに、全国の大学の整形外科の教授たちが、「遺伝が関係するという論文がある。更年期以降に発症することが多いから女性ホルモンが関係する。甲状腺ホルモンが関係する。加齢現象である。」等と無責任な意見書を書き散らしていたのに比べると、隔世の感があります。

USAの有名な疫学研究、フラミンハム・レポートが、膝の変形性関節症は労働と関連があると報告したのも追い風になりました。

5）終わりに

頸肩腕障害、「指曲がり症」を日本整形外科学会に認めさせたのは、多くの苦しんだ女性であり、彼女たちを支援した労働組合に違いありません。

1970年代に腰椎の変形性脊椎症を労災認定させた全港湾労働組合、1988年から手指の変形性関節症を労災認定させようと多大の努力をされた全国自治団体労働組合（自治労）に御礼を述べておきたい。

また、この認定を期に、「非」災害性の運動期疾患（頸肩腕障害、慢性の腰痛症、指曲がり症、上腕骨外上顆炎　等）の労災認定が進み、職場の改善が進むことを期待します。

2005年4月18日

註1）　ここで業務上疾病というのは、労働基準法施行規則第35条各号に該当するもので、労災保険法の療養補償の対象となる疾病を指す。その内容は次のとおりである。

労働基準法施行規則

第35条　法第75条第2項の規定による業務上の疾病は、次に掲げるものとする。

13　電信手、タイピスト、筆耕手等の手指の痙攣及び書痙

註2）　今回の検討を通して、産業医委員会としては頸肩腕症候群の疾患概念に作業関連の要因も含ませることにより、整形外科としての疾患概念を明確に確立しうるとの結論に達し提言することにした。すなわち、頸肩腕症候群の中には作業との関連が要因と考えられる症例が存在し、それらを「頸肩腕障害」（頸肩腕作業関連病）として頸肩腕症候群の概念の中に含むとする。換言すれば、頸肩腕症候群の概念の中に、動作や作業が要因として深く関与している障害も含まれるとした。

臨床整形外科36巻11号 pp1226-1228　2001年11月

編注：日本産業衛生学会頸肩腕障害研究会では、「2005年版」の「頸肩腕障害の定義・病像・診断基準」の策定作業を進めている。

船員のアスベスト対策急務

岡山●健康管理手帳が交付されない

40年間機関員として勤務した、元船員Aさんは78歳で「悪性胸膜中皮腫」により死亡した。

2004年6月号で報告した日本郵船元船員・笠原昭雄さんが労災認定されたという新聞報道をきっかけに、ご遺族が「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」（東京）に連絡、中国地方在住だったために関西労働者安全センターと「中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会・関西」の古川和子さんでAさんの労災申請を支援することになった。

船員だったため、在籍船会社本社の所在地を管轄する社会保険事務局に申請書類を提出し、半年後の2005年1月、「職務上」疾病として労災認定された。悪性中皮腫としては、この1年間で3例目で、今後さらに増えていくのではないかと思われる。

3例とも、戦後に生き残った「戦時標準船」と称される蒸気タービン船での乗船歴があり、機関室で使用された大量のアスベストに曝露している。その後、ディーゼル機関船に切り替わっていくが、ディーゼル機関でも排気系をはじめ、アスベストが使われており、元同僚の聞き取りによっても、アスベスト曝露があったことが判明している。

造船職場のアスベスト被害についてはすでに社会的に明らかとなっているが、船員の健康被害はこれまで潜在してきた。相次ぐ中皮腫認定は、アスベスト曝露歴がある船員の健康管理対策、被害救済が急務であることを示している。

法制度からみると、民間労働者には、労働基準法、労働安全衛生法、労災保険法が適用される。所管は厚生労働省労働基準局である。

一方、船員にこれらは適用されず、船員法、船員労働安全衛生規則、船員保険法が適用される。所管は船員法、船員労安則が国土交通省海事局、船員保険法が厚生労働省保険局、社会保険庁である。

アスベストについて、これら船員関係法令にはどこにも記載がなく、アスベストあるいは石綿という用語はどこにも出てこない。

したがって、被害が顕在化している現状を受けて、実態に基づく対策が早急に検討、実施されなければならないはずだが、船員の安全衛生対策を所管する国交省海事局船員労働環境課、同安全衛生室は、「アスベスト対策を検討する予定はないか」との問い合わせに対して、「何も考えていない」と今のところ全くやる気がない。

国土交通省
（電話：03-5253-8111）海事局
船員労働環境課　所掌事務
○船員の労働条件、安全衛生その他労働環境及び災害補償、船内紀律並びに船員手帳に関すること（船員政策課の所掌に属するものを除く。）
○船員労務官の行う事務の監察に関すること。
○船員災害防止協会の行う業務に関すること。
○船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船員に係るものに関すること（海技資格課の所掌に属するものを除く。）
総括部署の電話番号―内線：45-202　直通：03-5253-8652/FAX：03-5353-1646
安全衛生室　所掌事務
○船員の安全衛生に関すること
○船員災害防止協会の行う業務に関すること
総括部署の電話番号―内線：45-253　直通：03-5253-8652/FAX：03-5253-1646
（国土交通省ホームページより）

労働安全衛生法は、がんなどの重度の健康障害を生ずるおそれのある業務の離職者健康管理対策として、離職者に対する「健康管理手帳」交付制度を定めている。

アスベスト（石綿）業務は、「両肺野に石綿による不整形陰影または胸膜肥厚」の所見がみられ

ることが交付要件とされ、2003年の交付数509件（うち新規交付数88件）とされている。一方、2003年度の当該業務にかかる職業がん新規労災認定件数は、肺がんが38件、中皮腫が83件である。

健康管理手帳は労働者の申請に基づいて交付されるので潜在的な対象者数は不明であること、労災認定されたもののうち健康管理手帳所持者の人数が不明であること等から、あまりはっきりしたことは言えないが、認定患者数の多さ（2003年度の全職業がん新規労災認定件数141件のうち、121件（86%）を占める）と近年の増加傾向（1999年度42件の2.9倍）から考えて、アスベスト関連がん（肺がん、中皮腫）の早期発見を目的とした健康管理手帳交付、手帳所持者への無料健康診断サービスは、健康管理対策としては有効と考えられる。

ちなみに、石綿業務に関する健康診断の内容は次のとおり。

① 業務の経歴の有査
② 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
③ せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
④ 胸部のエックス線直接撮影による検査
⑤ 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影（石綿肺による繊維増殖性の変化によるものを除く。）がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、喀痰の細胞診又はファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査）

ところが船員については労働安全衛生法が適用されず、船員法、船員労働安全衛生規則には健康管理手帳制度が定められていないことから、健康管理手帳制度は対象外となっている。

これはごく最近聞いた話であるが、アスベスト問題のテレビ報道をみた元船員が番組に登場して「中皮腫は早期発見による手術が唯一の根治療法、今後増加する」と話していたある労災病院の医師に受診し、胸膜プラークが発見され、その医師から「健康管理手帳を申請しなさい」と勧められたという。

縦割り行政の枠を超えて、各労働局において元船員に健康管理手帳を交付する制度を開始するのは難しいことではない。

中皮腫認定3例のうち2例を出した日本郵船では、1950年から1960年にかけて戦時標準船に乗船した機関部所属元船員を対象に、会社負担による健康診断を行うことを文書連絡し、すでに相当数が受診しているといわれている。上記の健康管理手帳申請を勧められた方もそのなかの一人ということである。こうした動きの中でアスベスト関連疾患がみつかった方の相談が当センターにも寄せられている。

なお、石綿業務における健康管理手帳交付対象者の要件が「アスベストによる不整形陰影又は胸膜プラーク」とされている点は、他の業務にならって、「一定の石綿業務従事年数（たとえば1年）又は上記アスベスト関連所見」へ早急に変更するべきである。

労災認定基準では、アスベスト関連所見のない場合でも労災認定があり得るとされていること、アスベスト関連所見のない中皮腫労災認定事例があることがその理由である。

元船員の中皮腫認定患者はいずれも発症時、国民健康保険ないし政府管掌健康保険で受診していた。つまり、本来は船員保険で処理されるべきが、私病として不適切な保険処理がおこなわれていた。

特に中皮腫はアスベストとの関連特異性が強く、業務上疾病として処理されるべきケースが多数潜在している可能性が大きいことから、登録制度をつくって適正な保険処理、ひいては患者の救済を図るべきである。

船員への健康管理手帳制度の適用とともに、より、広範な救済対策として中皮腫患者登録制度をできるだけ早く実施するべきだろう。

健康管理手帳、中皮腫登録制度をはじめ、アスベスト関連がんの増加傾向が明かな現状に対して、的確、迅速な被害者救済策が求められている。

アスベスト被害は、明らかに人災なのである。

（関西労働者安全センター）

築炉工の胸膜中皮腫認定

福岡●曝露歴把握の煩雑さ回避が課題

2005年4月はじめ、北九州西労働基準監督署は、築炉工Tさんの悪性胸膜中皮腫を業務上疾病として認定した。

1944年生れのTさんは、中学卒業後、福岡県八幡市の築炉会社に就職し、2004年3月まで40年以上を築炉工として働いてきた。築炉工とは主に、製鉄工場の各種の炉、熱風管、ゴミ焼却炉、陶器釜など、高温になる炉等の装置内部に断熱、保温用に耐火煉瓦、保温材を構築する仕事を行う。Tさんは八幡製鉄（新日鐵）関連の仕事をはじめ、全国各地で築炉作業に従事した。築炉工は煉瓦工とも言われる。主に閉鎖空間での炉材解体、構築作業となるため、著しい粉じん作業であり、築炉工は典型的なじん肺職種である。

同時に、炉内部の吹き付け石綿、耐火煉瓦の間の目地詰め材として使用される石綿ロープ、耐火煉瓦と炉壁の間に積層される石綿含有保温材等が使用される、典型的な石綿取り扱い作業でもある。神奈川労災職業病センターでは、築炉工の石綿肺がんの労災認定を支援した経験があり、今回はその経験が活用できた。

近年においては材料の無石綿化が行われたといわれ、Tさんの場合でも、発症直前における築炉作業における石綿使用の有無については、いずれの企業も、問い合わせに対しては否定した。しかし、過去の作業における使用は疑う余地はない。もちろん、Tさんや同僚は、石綿使用を認識していたが、その危険性について教えられることはなかった。

築炉工は様々な現場を渡り歩く。特定の築炉会社に所属して社会保険に加入している場合もあるが、国民年金・国保加入であることが普通である。

社会保険事務所から交付されたTさんの年金加入記録には、1967年までの築炉会社における厚生年金加入歴が記載されていたが、それ以降は国民年金加入となっていた。最近までの従事現場について、Tさんの所持していた記録から実に多くの築炉現場が確認できたが、それらの一つひとつにおいて石綿曝露の有無を確認することは膨大な時間を要する作業となる。そのため、最終的にはTさんの場合は、1967年当時に在籍したI築炉の労災保険が適用された。TさんはI築炉在籍時におこなった新日鐵内の熱風炉の内壁にトムレックスが吹き付けられていてこれをさわったことを記憶していた。トムレックスはよく知られた石綿含有吹き付け材である。

Tさんは「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」に相談電話をかけ、その後関西労働者安全センターと「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」が支援するこ

とになった。請求から労災認定までは長期間を要することになったが、これは職種的に職歴、曝露歴把握が煩雑であることが原因であり、石綿曝露が明かな例ですら迅速な救済がなかなか進まないという制度的問題点が、あらためて浮きぼりになった。

Tさんとご家族はいまも懸命の闘病を続けている。

※前頁写真は、「耐火煉瓦焼き釜構築作業を行う若い頃のTさん」

発症時一人親方の中皮腫

広島●労働者時の賃金に基づき補償

悪性中皮腫と診断されたTさんに対して、広島労働基準監督署は4月28日、労災認定を行った。この認定は、Tさんのみならず、悪性中皮腫で苦しんでいる患者、家族の方たちにとって朗報であった。

昨年の年末、Tさんが関西労働者安全センターの片岡さんと中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の古川さんと3人で、広島労働安全衛生センターに引き継ぐためにやってこられた。Tさんは、昨年の7月から息切れや胸痛の症状が始まり、8月に受診した病院で胸水貯留と診断されたが、原因がわからないので、市民病院を紹介された。市民病院で中皮腫と診断されたTさんは、労災にならないかと東京のセンターに相談されたが、遠方であるためめぐりめぐってきたわけである。

年明けに早速、病理診断の結果を聞くため主治医を訪ねた。結論として職業上の曝露による悪性中皮腫であることは間違いないということで、2005年1月24日に労災申請を行った。

今回の認定交渉にあたって、片岡さんから2点の注意があった。ひとつは、どこでアスベストに曝露したのか、職歴から証明すること。もうひとつは、労災認定にあたって、賃金水準を一人親方（4年間だけ）ではなく、労働者として長年（30年近い）働いてきたときに設定させることであった。

結論から言えば、この2点をほぼ満足するかたちで、認定がかちとれた。条件的には、Tさんの職歴がはっきりしており、かつ、Tさん自身の記憶が鮮明だったことが決め手であった。

電気工として長年働き、近年は大工の一人親方として働いてきたTさんは、あの現場、この現場でアスベストを削ったりして電気配線を下状況や建材を細工して電気を設置したことなどを細かく説明できた。アスベストによる悪性中皮腫の発症までには、30～50年の潜伏期間があることを考えると、記憶の糸をたぐり寄せながら、間違いなくアスベスト曝露があったことを証明できたことは大きい。

また近年、一人親方として特別加入で、日当7千円の労災保険料を払っていたわけだが、この水準で給付基礎日額を決められてしまうと、休業補償にしても生活するのがやっとという程度になってしまう。長年にわたって日額1万数千円で働いてきたTさんにとって、このことはきわめて理不尽な決定となる可能性があった。

労基署との何回かの交渉のなかで、「そうはしません。長年労働者として働いてきた事実を尊重します」という回答があったため、基本的には大丈夫とは思っていたが、結果が出てくるまでは安心できなかった。労基署としても、この賃金決定が一番大きな問題であったことを、決定後の話で伝えてきた。

悪性中皮腫は、原因がアスベストであることがすでに確定している。であればこそ、悪性中皮腫にかかった人に関しては、基本的に労災として救済措置をとるようにしていかねばならない。1件1件を労働基準監督署に書類を提出して判断を仰ぐ問題ではない。実際には悪性中皮腫の患者は増えているにも関わらず、労災認定されているのはわずか数パーセントに過ぎないのである。政治的な解決に向けての取り組みが強化されなければならない時期にきている。

（広島労働安全衛生センター）

斫りじん肺の労災認定進む

沖縄●一層の支援体制強化を追求

南1・2月号でも報告した沖縄県在住の元斫り作業従事じん肺患者について、今年に入って2名が労災認定された。

那覇市の隣の豊見城市在住のSTaさんは、1960年から95年頃まで、斫り作業に従事した。74年頃までは、大阪市北区の斫り業者のもとで働いた後、那覇市などで働いた。

1995年頃にタンに血が混じるために国立病院にかかった経歴があり、最近、咳、タンが続き、少し急ぎ足になると息切れがするようになっていた。同郷の久米島出身大阪在住のNさん（じん肺で労災認定）の紹介で関西労働者安全センターに相談に来られ、管理区分申請を行った結果、2004年5月、管理3イ・続発性気管支炎（要療養）との決定を受けた。そして、那覇労基署に労災請求を行い、2005年2月に、乗務上疾病として認定された。

離島の粟国村在住のMSさんは、1952年頃から98年頃まで斫り作業に従事した。うち、1957年頃から83年頃までは大阪で働いたほかは、那覇市の業者のもとで働いた。2003年10月に粟国村で行った職業病相談会に来られたのを契機にじん肺検診を受け、じん肺管理区分申請を行ったところ、2004年1月、管理4（要療養）との決定を受け、那覇労基署の労災請求した。最後に雇用された斫り業者が各手続に理不尽に反発したため、いやな思いも強いられたが、2005年2月に無事労災認定された。ただ、MSさんは強度の職業性難聴に罹患していたものの、最終粉じん作業から5年以上が経過していたため、難聴にかかる障害補償請求は、時効のため断念せざるを得なかった。

現在労災請求中、管理区分申請中の方を中心に、今後さらに沖縄県在住元斫り労働者の支援活動を地元の労働組合、安全センターと連携しながら行っていきたい。

（関西労働者安全センター）

ジュエリー加工によるじん肺

神奈川●常時粉じん作業と認定

Yさん（37歳）は、高校中退後、父の貴金属加工の手伝いなどを経て、紹介されたジュエリー（貴金属）加工会社に、1989年から勤めていた。主に、ジュエリー一般（ネックレス、ペンダント、ピアス、指輪などの金属部分）の鋳込み作業、研磨作業をやっていた。

2001年の秋頃、右胸に圧迫感を覚え、平塚共済病院に受診するが、気胸と診断され入院。主治医には、労災と言われたが、肺の組織を検査しても、因果関係がわからないといわれ、手続には至らなかった。病状は悪く、そのうちに左胸にも気胸を発症、11月には手術を受ける。退院後も勤務することが困難になり、12月に退職を余儀なくされた。

その後、中古車販売会社の営業職に就くが、気胸を発症する前の症状が出たのでやはり退職。次の訪問販売会社では事務職を勤めたが、気胸を再発し、2003年秋に平塚共済病院に入院する。退院後も仕事を続けてはいたが、翌2004年2月にも、息苦しさを感じたので、セカンド・オピニオンも兼ねて東海大付属病院に転院した。肺炎を発症していたので即入院。勤務できる状態ではないということで、3月末で退職したが、経済的なこともあり病院の総合相談室に相談。医療ソーシャルワーカーから、5月頃神奈川労災職業病センターを紹介された。

センターでは、入院中の本人と

面談したが、本人がすぐ息苦しくなってしまうので、仕事内容の詳細を聴き取ることができない。宝石販売員の資格の「ジュエリー検定」の教科書に、加工関係の細かい作業内容が掲載されていることがわかったので、それを元にお話を伺い、同じく貴金属加工に従事していたYさんの両親からもお話を聴いた。

Yさんの仕事内容としては、貴金属を鋳込む作業全体を任されていた。ジュエリーの原型となるパターンをワックスで作り（キャスティング）、大量生産をするため、同じパターンをつなぎあわせたツリーを作る。そのツリーを円筒に入れ、筒の周りに石綿布を貼り、中に埋没剤を流し込み、焼成。その後、鋳込みをして、でき上がると製品にするために、研磨をしていた。粉じん作業であったことは間違いないが、事業主は証明拒否。当該貴金属加工が「常時粉じん作業」とみなされるかどうか、判断が難しいため、じん肺管理区分申請の準備をした上で、「業務による呼吸障害」として、休業補償を所轄の厚木労働基準監督署に2004年8月10日に請求した。

労災申請に至るまでも困難な道のりをたどった。東海大学病院の主治医は、「じん肺・もしくは呼吸障害」における労災関係の協力が難しいとのことで、やむなくYさんは、労災申請のためだけに港町診療所を受診することに。ところが直前に病状が悪化、自宅安静を強いられ、やむなく斎藤竜太医師が往診。検査もできなくなったため、以前の肺機能検査や胸部レントゲンを借りて、じん肺管理区分申請健診結果証明書を作成した。厚着労働基準監督署で書類は受理されたが、「常時粉じん作業の可能性がある」として、8月27日に労働局にじん肺管理区分申請することに。まず労働局の衛生課が事業所を調査し、常時粉じん作業か否かの判断をすることになった。

局は、請求時に提出した「ジュエリー検定」の教科書をもとに作業状況をチェックし、材料の調査などを行った。ワックスパターンを作る時にゴム型の原形を作るが、その際にワックスが入りやすいようタルクパウダーをはけで塗り、余計な粉を吹き飛ばす作業があることが判明。この作業が一日どのくらいあったのかをセンターで再確認して意見書を作成し、署と局に提出した。

同年11月、局と署の合同で、Yさんの聴き取りが、入院中の東海大学付属病院で行われた。この時期になったのは、本人の病状や、肺移植手術登録のため岡山大付属病院に検査入院していたためである。

その直後、局からセンターに連絡があり、タルクパウダーを扱う仕事と金属の研磨作業が一日のある一定以上の時間を費やしていたことで「常時粉じん作業がある」と認定、すぐにじん肺管理区分決定手続をするということであった。局では、かなりの論議があったようだ。まずは37歳という若さである。つまり10年くらいの粉じん作業で、彼のようにすぐに症状が出るのか。Yさんには喘息の既往歴があったが、今回の呼吸器疾患の症状が出るまでは発作などは起こっていなかった。金属に対するアレルギーも考えられたが、結局はそれに業務の負荷があったことを認めたということであろう。12月には、じん肺管理区分4と決定。「著しい肺機能障害」と認められたため、じん肺による労災として支給手続も進められた。

2005年2月に、やっと労災が決定。しかし、Yさんは常時酸素吸入を余儀なくされて入退院を繰り返し、労災決定を喜んだのもつかの間、3月5日に容体が急変し、亡くなられた。

貴金属加工の仕事は中小や零細企業が多く、会社を辞めて独立する方も多いそうだ。Yさんが勤めていた会社は、彼が退職する数年前に工場を別に移し、外国人労働者に研磨作業をさせていたらしい。Yさんがじん肺になったのだから、他の同業種の労働者もじん肺になっている可能性が充分にある。これを機会に被災者の掘り起こしが進められたらと思う。

Yさんのご遺族は、現在、遺族補償申請のため準備中である。若くしてお連れ合いと二人の子供を残して職業病で亡くなられたYさんの思いは、想像に余りある。「センターがなければ今ごろどうなっていたか」と、お連れ合い。Yさんの遺志を継ぎ、経済的負担がないように、早期の認定を望むところである。

（神奈川労災職業病センター）

偽装「派遣」で「労災隠し」

神奈川●南米労働者の労災事故

南米労働者のMさんは、2004年10月に「派遣」先の自動車部品工場で、足の指を台車にぶつける労災事故に遭った。つめがはがれて靴がはけない状態だったが、「働かなければ給料は払わない」という「派遣」会社の対応で、何日か休みながら、無理をして働いた。結局やはり無理で、10月末で退職を余儀なくされた。（文中の「派遣」がカッコ付きなのは、形式上は請負契約だが、実質的には労働者を派遣するだけの会社であるから。）

11月はじめに労働基準監督署にも相談に行き、「派遣」会社の担当者と一緒に病院に行ったところ、少なくともあと1か月はかかると言われている。ところが会社は労災の手続もせず、補償もしなかった。なんでも別の保険を使うようなことを言っていたという。

困ったMさんは、12月に知人の紹介で神奈川労災職業病センターにやってきた。悪質な会社であることが伺われたので、Mさんによこはまシティユニオンに加入してもらい、労働組合から団体交渉要求をした。要求内容はとにかく早く労災保険の手続をすることに尽きる。

会社はご丁寧に弁護士を立ててきた。労災保険給付相当分の補償を行い、死傷病報告書を労働基準監督署に提出するのであればかまわないとしたが、会社の提案は、「賃金の5割分の休業補償ならする」という内容。弁護士は労働基準法（休業補償は6割）をご存知ないようだ。ならば労働基準監督署への申告と、派遣先会社への抗議もせざるを得ないと言うと、待ってくれと言う。会社担当者が社長に連絡を取り、結局、労災保険の手続をすることになった。ただしその条件は、「派遣先会社の了解」である。そんなものは不要であることは言うまでもないが、多分大丈夫というので安心した。

あとは弁護士からの示談書案を待つのみと思っていたが、なかなかこない。おかしいと思ったら、やはり派遣先の了解が得られなかったので労災保険の手続はせず、「派遣」会社が補償するが、その金額は賃金の7割だと言う。労災保険請求額よりも低い金額で了承しろとはなんだ、ふざけるなと席を立とうとしたら、もう一度検討するという。そこで出てきた案は、休業補償を労災保険相当分過去分全て払うので、それで全て示談してもらえないかというもの。治療はまもなく終わる見込みで、もし障害が残る場合には誠意をもって話し合うことを約束するならばかまわないと回答した。ところが、しばらくすると、派遣先の了解が取れたので、やはり労災保険の手続をしたいと言い出した。

この間、約2か月余。通訳をしてくれた方にもずいぶん迷惑をかけた。やっとのことで、とりあえずの見舞金10万円を払わせて、ただちに手続をしてもらうことになった。さらにこの後、会社が医療機関に行ったが、そこでも若干の行き違いがあって、なかなか労災請求ができないで、さらに時間がかかった。

いずれにせよ、取引先である派遣先との商売優先で労働法を無視する会社と、労働法を全く理解しない弁護士の存在は、めずらしいことではないが嘆かわしい。迷惑を被るのはいつも被災労働者である。労働基準監督署にも労災隠しの典型的事例として、厳しい指導を求めている。

（神奈川労災職業病センター）

労災職業病なんでも無料電話相談
フリーダイヤル：0120-631202

情報公開推進局ホームページ
http://www.joshrc.org/~open/

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階　TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
E-mail joshrc@jca.apc.org　HOMEPAGE http://www.jca.apc.org/joshrc/

東　京●NPO法人 東京労働安全衛生センター　E-mail etoshc@jca.apc.org
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階　TEL(03)3683-9765 /FAX(03)3683-9766

東　京●三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5　TEL(042)324-1024 /FAX(042)324-1024

東　京●三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内　TEL(042)324-1922 /FAX(042)325-2663

神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター　E-mail k-oshc@jca.apc.org
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505　TEL(045)573-4289 /FAX(045)575-1948

新　潟●財団法人 新潟県安全衛生センター　E-mail KFR00474@nifty.ne.jp
〒951-8065 新潟市東堀通2-481　TEL(025)228-2127 /FAX(025)228-2127

静　岡●清水地域勤労者協議会
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8　TEL(0543)66-6888 /FAX(0543)66-6889

愛　知●名古屋労災職業病研究会　E-mail roushokuken@be.to
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1　TEL(052)837-7420 /FAX(052)837-7420

京　都●京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F　TEL(075)691-6191 /FAX(075)691-6145

大　阪●関西労働者安全センター　E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602　TEL(06)6943-1527 /FAX(06)6942-0278

兵　庫●尼崎労働者安全衛生センター　E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付　TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762

兵　庫●関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部　TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762

兵　庫●ひょうご労働安全衛生センター　E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号　TEL(078)251-1172 /FAX(078)251-1172

広　島●広島労働安全衛生センター　E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル　TEL(082)264-4110 /FAX(082)264-4123

鳥　取●鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内　TEL(0857)22-6110 /FAX(0857)37-0090

徳　島●NPO法人 徳島労働安全衛生センター　E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内　TEL(088)623-6362 /FAX(088)655-4113

愛　媛●NPO法人 愛媛労働安全衛生センター　E-mail npo eoshc@ybb.ne.jp
〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15　TEL(0897)34-0900 /FAX(0897)34-5667

愛　媛●えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6　TEL(089)941-6065 /FAX(089)941-6079

高　知●財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28　TEL(088)845-3953 /FAX(088)845-3953

熊　本●熊本県労働安全衛生センター　E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック　TEL(096)360-1991 /FAX(096)368-6177

大　分●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1(大分協和病院3階)　TEL(097)567-5177 /FAX(097)503-9833

宮　崎●旧松尾鉱山被害者の会　E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14　TEL(0982)53-9400 /FAX(0982)53-3404

鹿児島●鹿児島労働安全衛生センター準備会　E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
〒899-5215 姶良郡加治木町本町403有明ビル2F　TEL(0995)63-1700 /FAX(0995)63-1701

自治体●自治体労働安全衛生研究会　E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階　TEL(03)3239-9470 /FAX(03)3264-1432

(オブザーバー)

福　島●福島県労働安全衛生センター
〒960-8132 福島市東浜町6-58 福島交通労組内

安全センター情報2005年6月号（通巻第319号） 2005年5月15日発行（毎月1回15日発行）
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階
TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881

JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://www.jca.apc.org/joshrc/